

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和6年 9月 6日午前10時00分			議長	岩澤 信	
	散会	令和6年 9月 6日午後 2時14分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名  出席 24名 欠席 0名  凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局 長	前 野 拓		事務局 次長	澤 部 慶		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸行
総	務	部	吉	田	文彦
政	策	推	進	部	長
政	策	推	進	部	長
財	政	部	長	田	中英
福	祉	部	長	鈴	木文
健	康	増	進	部	長
ま	ち	づ	く	り	振
建	設	部	長	野	口昇
建	設	部	長	渡	来真
都	市	整	備	部	長
都	市	整	備	部	長
教	育	部	長	井	橋貞
消	防		長	岡	田直
総	務	部	次	長	立
総	務	部	次	長	野
健	康	増	進	部	次
健	康	増	進	部	次
会	計	管	理	者	石
政	策	推	進	課	長
政	策	推	進	課	長
魅	力	と	り	で	発
魅	力	と	り	で	発
農	政	課	長	数	藤
農	政	課	長	数	藤
管	理	課	長	染	谷
管	理	課	長	染	谷
水	と	み	ど	り	の
水	と	み	ど	り	の
都	市	計	画	課	長
都	市	計	画	課	長
保	健	給	食	課	長
保	健	給	食	課	長
人	事	課	副	参	事
人	事	課	副	参	事
保	健	セ	ン	タ	ー
保	健	セ	ン	タ	ー
水	と	み	ど	り	の
水	と	み	ど	り	の

令和6年第3回取手市議会定例会議事日程（第4号）

令和6年9月6日（金）午前10時開議

日程第1 市政に関する一般質問

- ① 本田 和成 議員
- ② 遠山智恵子 議員
- ③ 落合信太郎 議員

会議に付した事件

- 日程第1 市政に関する一般質問  
①本田 和成 議員  
②遠山智恵子 議員  
③落合信太郎 議員
- 

追加日程 小堤 修君の発言取消し申出の件  
第 1

---

追加日程 福祉部長、鈴木文江さんの発言取消し申出の件  
第 2

## 議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 23 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

遅参届、細谷典男君から所用のため遅参届が提出されています。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

### 日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてたずねる場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また 1 回目の質問は、30 分以内で行うこととします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

まず、本田和成君。

〔2 番 本田和成君登壇〕

○2 番（本田和成君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の本田和成でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。私にとって 3 回目の議会になります。この間、様々な勉強をさせていただいておりますけれども、情報の行き違い、周知不足など、気になることもございました。小学校での不適切会計、中学校の体育館の雨漏りの長期放置、報告や連絡・相談、その確認はどうなっていたのでしょうか。前回 6 月議会でも申し上げました保健センターでの問合せについてのたらい回し、これはなぜ起こってしまったのでしょうか。西口再開発事業では、図書館関係者は広報を見て初めて知ったと。それに対して都市整備部では、メールでしっかりと周知をしたと、情報の行き違い、これが生じておりました。庁舎各課での情報の周知徹底の方法や問題時の報告・連絡・相談の方法についてどのように行っているのか。私の 3 回目の一般質問は、情報伝達について質問いたします。まず、庁舎内などで何かトラブルが起きたとき、またはトラブルが起きないようにするための報告・連絡・相談、そしてその確認や周知徹底はどのように行っているのか、お聞きいたします。御答弁をお願いいたします。

〔2番 本田和成君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） おはようございます。それでは本田議員の御質問に答弁いたします。報告・連絡・相談、非常に大事なことでございます。この情報伝達あるいは意思疎通ということにつきましては、職員が相互に同じレベルで理解し、コミュニケーションを継続できるような環境づくりに日頃から努めているということで、現状としましては、これはできているという認識でございます。様々な勤務形態ですとか経歴を持つ人間が集まっている職場内において、円滑な情報交換をするために、一般職員については、各自担当業務に対する知識を身につけるための自己研さんということも行っておりますし、管理職側としては部下からの報告・連絡・相談を妨げない、相談しやすい職場環境づくりを重視しているところです。ちなみに、私のところ政策推進部につきましては、毎年の組織目標という設定の中で、各課・各職場内でのコミュニケーションの活性化に資するような努力目標というものも定めて取り組んでいると。部長である私からは、部内のそういった部長級の会議等があったときには、その終了後に各課長に必要な情報を必ず伝えるように努めていると。それから各課においては——これは政策推進部内ほぼ全ての課で、朝、始業時に今日一日のそれぞれの職員の予定ですとか業務内容といったことを情報を共有するような、課内での打合せ——ミーティングの時間を設けるなどして取り組んでいるというところでございます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。100%周知——これ完全にトラブルなくすこと、こういったことというのは非常に困難というか無理だということ、私も承知しております。しかし、市長をはじめ各部課長など管理者、これは必要な情報の周知徹底、やはり求められます。特に、トラブルを回避するための情報やトラブルが起きたときの対策、市政運営上必要不可欠な情報など、こういったものは周知徹底をしなければなりません。では、この周知ができていなかった場合、トラブルが起きた場合、そういったときに報告・連絡・相談、それから指示・連絡系統、これ、より重要になると思います。また業務においても、部課内での各担当者から上長への報告、これが徹底されているのかということも私は気になっております。指示に対する報告を含め、部課内・庁舎内での周知について、情報共有はどのように行っているのか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。指示・周知をする際は、口頭でも文書やメールであっても、受け取る側が理解しやすいような用語や文脈を用いる配慮がまずは必要だと認識しております。このことは、市民の皆様への情報発信、窓口対応においても求められることでありまして、日々の業務の様々な場面を活用して、こういった意識を引き続き浸透させていきたいと考えております。また、個別に指示をする場合のほか、全

庁的に周知をしたい場合は庁内のイントラネットがございますので、こちらを用いて全庁の職員がこういう事案があったと、そういったことを分かるように伝達・共有しているところでございます。今後も報告・連絡・相談、そしてそれに伴う指示や周知を的確に行ってまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。一般論で申し上げますと、指示を出したら報告で完了するということになります。指示をしたけども、その後の確認ができていない、または情報をメールや文書でこれを送信しただけということでは、やはり情報の周知、これ、できるはずもないと私は考えております。市民の方からの御要望それからお問合せ、こういったこともございます。改めて、庁舎内や職員への情報共有、周知徹底、これをお願いをいたしまして、この質問を終わりにいたします。

続きまして、市民への情報提供についてでございます。まず、市政運営上、住民にとって重要な情報についての周知が十分に行われているのかどうか。ホームページ・広報とりで、これに掲載すればよいというものではありません。より市民主体の民主的な市政運営をするためには、ホームページ・広報の掲載、パブリックコメント募集だけではなく、重要な案件に関しては市民に十分な説明をすること、これは重要ではないでしょうか。市民の意見を反映して市民の理解をしっかりと得るためには、住民と真摯に向き合うことが必要だと私は思います。また、広報とりで、これの在り方についてですけども、2月15日号、臨時議会で議決前に、最寄りの市町村窓口で戸籍証明書などが取得できることが掲載されました。3月15日号では、西口開発の図書館整備を目指すと、基本構想ができていないという状況で決定のように掲載されております。6月15日号では花火大会の有料席について、市長の定例会見、これではあったとはいえ、議会での説明が十分にされておられません。十分な手順を踏まず既成事実をつくるために掲載をしていると、そのような印象を私は受けております。議会軽視と捉えられないよう、情報の周知を十分にすべきではないでしょうか。以上、2点を指摘いたしまして、まずは広報とりでについて、この在り方・目的、どのようなコンセプトがあるのか、これをお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） 本田議員の御質問にお答えいたします。広報とりでについてでございますが、広報紙は市民の皆様への重要な情報伝達手段の一つであり、毎月2回発行される広報紙を通じて、市政情報やイベント情報、防災情報などをタイムリーに提供させていただいております。特に高齢者の方々やインターネットを利用しない市民の皆様にとって、紙媒体の広報は非常に重要な役割を果たしていると認識しております。また若い方には、SNSなど、インターネットを通じての広報配信にも力を入れているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。よく分かりました。広報とりでは令和5年で発行部数が3万8,500部、うち新聞折り込みが2万8,075部となっています。折り込み数が——新聞購読者が減少している中で、令和元年から約5,000部ほど減少しておりま

す。また、広報とりでの設置箇所 127 か所ということですが、効果の検証、これほどのように行っているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） お答えいたします。本田議員の御指摘のように、令和6年度は2万5,085部を折り込みで——新聞折り込みで配布している状況でございます。より多くの方に広報紙を手に取りやすいような環境をつくるために、市内の公共施設やコンビニエンスストア、スーパーなど、様々なところ市内127か所に設置している状況でございますが、じゃあこの広報紙がどれほどの方に読んでいただけるかというところかと思えますけれども、令和6年度につきましては127か所に9,075部を配置しておりまして、残数平均は241部ということで、ほぼほぼ各公共施設などの施設配置におきましては、9割を超える方々にお手に取っていただいているという状況を確認してございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。予想以上に多いということで、例えば新聞折り込みの反響率というのは、一般的に0.01%から0.3%といわれております。またポストインの場合、0.1%から0.3%と、相対的にポストインのほうが効果が高いといわれております。広報とりでは様々な情報が記載されているので、実際の効果というのはこれ以上あるのかなと思えますけれども、実際、新聞の購読、これ非常に減少している中で、市民への情報の周知を高めるために全戸配布、これをするというお考えというのはあるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） お答えいたします。広報の全戸配布でございますが、これは大分以前からこの議論は続けてきておりましたが、今、国ではまさにデジタル化の促進を図っている中で、広報を全戸配布するよりも、インターネットなどで皆さんが見やすい環境——特に高齢者の方にとっては紙媒体による広報は必要だと思っておりますけれども、やはりこれからは徐々にデジタル化の促進を図っていく必要があるという中で、この全戸配布をするということは経費もかかりますし、これについては市民の皆様の御理解をいただきながら、できるだけネットでの——ウェブでの配信を進めていきたいという思いを持っております。あと先ほどちょっと発言、一部ちょっと補足をさせていただきたいんですけども、9割を超える、お手に取ってもらっているのは、スーパーとかコンビニエンスストアなどの民間施設に限った形での手に取っている数値ということで、一応誤解のないようにお伝えしておきます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。デジタル化ということなんですけれども、インターネットですとかデジタル化の情報発信というのは、情報が取りたい人がアクセスするというので、発信と周知ということにおいては、例えば周知をしたい情報の場合においては十分ではないと思います。先ほどコンセプトと意義という——目的ということ聞いたときに、やはり広報紙の意義ということをおっしゃられたと思えますけれども、この広報紙の意義を改めて考慮していただきたいなと思っております。実は私、柏市の出



身でございまして、広報かしわが、令和6年全国広報コンクールにおいて広報紙部門で入賞いたしました。柏市役所が実家のすぐ近くにあるので、広報の方にお話を聞きました。どういったふうに作っているのかと。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） ここに広報かしわがあるんですけども、紙面が非常にポップでカジュアル。イラストや写真を多く掲載して、市民の言葉それから市役所の課長さんをこういうところに出したりして、市民との距離感をより身近に感じる、そういったコンセプト、手に取って見てもらうためにはどうするか、これを第一に考えているそうです。これが最新号の広報かしわなんですけれども、いきなりトイレのページがついてて、中を開くと、こういうイラストがメインで書かれているんですね。こういうような構成になっております。私は広報とりで、非常に見やすくてよい広報だと思っております。より情報周知や反響を上げるためには、この「つかみ」というものが重要だと思います。紙面でいいますと表紙それから開いたページ、この一番初めの1面のページ、このイメージだと思います。ぜひこういう他市の取組、こういったものを参考に、今後も広報とりでのコンセプト設定や効果を最大化するよう努めていただければと思います。ちなみに、広報コンクール、取手市は応募とかされたことはあるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） お答えいたします。広報コンクール、茨城県のほうでも——都道府県ごとにあって、全国にもつながるような形のコンクールになると思うんですけども。もちろん、どうしてもこの広報紙、その時その時でお伝えしたい情報が——表紙が例えばコンクールに適してるかどうかとか、自信作はぜひエントリーしたいという思いで、毎回というわけではないんですけども、積極的な姿勢の中でコンクールなどにも応募はしてきてございます。今後もそのように考えております。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。やはりそういったところに応募して、ぜひ賞とか頂けると、ブランドが——取手の広報もブランディングされますので、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

続きまして、ホームページについてです。まず1か月間のアクセス数、それからユニークユーザー数、分かりましたら幾つか、平均値や最大値などで御答弁お願いします。

○議長（岩澤 信君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） 御質問にお答えいたします。取手市のホームページ、こちらは常に市民の方に見やすいような環境を整えて、ウェブアクセシビリティに配慮した作り込みを行ってございます。こちらのアクセス数でございますが、コロナ禍前の令和元年度は年間約417万件でございました。その後、令和3年度には849万件と数が増えまして、令和5年度——昨年度におきましては年間553万件となっております。今年度は8月末現在で約200万件のアクセス数がございまして、10年前——平成26年度の年間閲覧数が171万件だったんですけども、それと比較すると、10年前に比べて3倍近くの多くの方の市民に御覧いただいているような状況です。

ユニークユーザー数でございます。ユニークユーザー数、いわゆる実際の実人数、何人の方が見ていらっしゃるかということかと思えますけれども、実は直近の14か月分の分析しかできないということでございまして、その分かる範囲でのお答えになります。昨年6月から今年8月までのユーザー数については、月平均およそ13万9,000人です。今年度入ってからの月平均は、13万3,000人の方が御覧になってます。1年間という形で見ますと、昨年6月から今年の5月ということで1年をくくらせていただきましてカウントしますと、年間およそ146万7,000人の方に御覧いただいているというような状況です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 詳細な数字、どうもありがとうございます。各議員の一般質問においても、周知の方法はという質問が多くされております。そのときに必ず、広報とホームページという御答弁があります。岡口議員の一般質問で、ホームページをあらゆる世代、行政の全ての部門を網羅するという御答弁がありましたけれども、周知の方法としてのホームページの効果や意義、これはどのように捉えているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 昨日、行政情報を全て網羅して発信しているというふうにお答えをいたしまして、やはり今答弁にあったとおり、非常に多くの方が御覧をいただいていると。この御覧いただいている方というのは、それぞれ自分の知りたい情報があって、アクセスをしてくださっているんだと思っております。そういった——動画サイトとか、そういったものは別ですけれども、そういったところで、そういう行政情報を必要としている方に、家にいながらにして情報を取得していただけるという情報の伝達手段として、非常に効果が高いものと考えております。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。まさにその情報を取得した人、そのためのホームページだと私も思います。ホームページは発信とか周知というよりも、先ほど御答弁いただきました、知りたい情報を市民が取るためのツールですから、そういった意味では、さらにこのホームページをアクセスしてもらえ、そういった工夫というんですかね——そういったこと、つまりユニークユーザーをどうやって増やすか。これを、さらに調査研究していただければなと思います。私は、現在の広報の配布状況、それからホームページ単独での情報の周知、これについては効果は大きくないと考えております。その中で新しいツールとして、6月に、ほどよく絶妙とりでインスタグラムを開始いたしました。インスタグラム開始に当たり、目的と活用方法、これをお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） お答えいたします。市としての公式インスタグラムを導入した目的でございますが、市民協働による取組を強化できるとともに、情報の即時性と視覚的な魅力を兼ね備えた情報発信を行うことが効果的であるとと考えております。そうすることによって、本市の魅力向上と郷土愛の醸成が図れると思っております。特に従来の広報手段では、若年層へのリーチが難しいという課題がございました。インスタグラムを導入することにより、若年層を含む幅広い市民層に対してイベントや行政情報を

タイムリーかつ魅力的に届けられることができ、市民の関心や集客力を高めるなどの効果も期待しているため、導入したものでございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。市民との協働、本当に非常にいいと思います。今後、インスタグラムの活用をぜひしていただきたいなと思います。現在のフォロワー数、朝確認しましたら、694名でした。そうですね、昨日からちょっと増えました。まずは、職員の皆さんが全員フォローしていただく。それから、議員の皆さんもインスタグラム、ぜひフォローしてください。

〔「してます」と呼ぶ者あり〕

○2番（本田和成君） （続）今、半分くらいの議員がフォローしてるということですけども、そうすることで、まずフォロワー数、相当数伸びると思います。まずは知ってる方がフォローしていただくというところから始めていただいて、フォローした後に、投稿に「いいね!」、それから保存、こういったアクションをしていただくと、そうすることで、フォロワーの反応が多い投稿というのが広がりやすくなる、これ一般的にインスタグラムで言われております。ですので、皆さん、よろしくお願ひしたいなと思っております。

インスタグラムやエックスなどSNSは随時アルゴリズム、これ変化します。そのときの状況に応じて情報拡散の方法、これ調査研究しっかりしていただきたいなと思います。あと、取手市の消防本部のインスタグラム、これも新しくできております。こちらも皆さん、ぜひフォローしていただきたいなと思っております。朝確認しましたら、フォロワー数115でございました。今、広報、ホームページ、SNS等を質問いたしましたけども、広く情報を周知させるためには、どのような方法が最適かとお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 遅参届のありました細谷典男君が出席いたしました。

答弁を求めます。

魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） これからさらにこの周知の——発信の取組という捉え方でよろしいでしょうか。

○2番（本田和成君） はい。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） （続）本当にインスタグラム、いろいろ御紹介いただきましてありがとうございます。これを多く、広く市民に知っていただく意味では、やはり広報の周知と合わせてなんですけども、この市民の方の意識を上げていくことが非常に重要であると思っております。市として、行政情報を広く市民にお伝えしたいという思いの中で、広報紙を発行したりインスタグラムを発行したり、様々なSNSを活用して発信していますが、この市民の方、見る方が、そこに興味関心を持っていただかないと、なかなかこれは思うように浸透していかないものと思います。広報を読むことによって、情報収集力を高める重要性、そういったものを市民の皆様にも広く伝えていく意味で、そういった普及活動を様々な——ちょっと議員の皆様にも知恵をいただきながら展開して浸透させていくことが、今後の重要な課題ではないかなと考えております。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。やはり単独で何かやるというのは、なかなか周知って難しいと思います。いろいろものを複合的に実施して効果を生むと私は思います。情報収集にしても、どのようにプロモーションミックスをしていくか、ここが重要になります。改めて基本に立ち戻って、マーケティングのお話をさせていただきたいなと思っています。これは、マーケティングをかじってる人は見たことがある、AIDMA（アイドマ）とAISAS（アイサス）という法則なんですけども、これ結構古い行動プロセスになります。これ、どういうプロセスかと言いますと、一番上の認知、注意というところから一番下の行動というところまで、行動に行くには、だんだんだんだん認知からだんだん減っていきますよと。要するに、上から下に行くが減っていくというような内容なんですけども、時代に伴って、この行動プロセス様々ありますけども、共通してこの中で重要な部分というのは認知、注意——要するに、知ってもらってことが少なければ、行動を移すってことはやはり少なくなるということです。目的に沿った効果というのが求められますので、この情報を知った市民に行動してもらわなければ、その効果というのははかることができません。例えば、各課で何かをするとき、この目的について、セグメントターゲット、これ明確にすると。明確にすることで、施策、この情報の訴求これ上げることができると思います。情報認知、これをするためには非常にコストがかかります。新しい施策・情報を知ってもらうためには、既に認知されている情報・施策、これに比べて5倍のコストや時間かかると言われております。そういった意味でも、現在実施しているPR、これの周知方法をしっかりブラッシュアップをしていく。そして、より効果的に多くの市民に情報収集をさせるために何かしていく。——時間の関係上、細かくは言いませんけども、こういった様々なこういう効果がございます。こういった効果を有効に利用しては——利用していくことが重要ではないかなと思います。今日は、お金もかからず、やる気があればすぐに変更できる認知を上げる方法を一つ提案したいなと思っています。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） これ庁舎内のポスターです。全く統一感がなくて、もはや何が貼ってあるのか、何を訴えたいのか、全く分かりません。こういう状況になりますと、これ情報じゃなくて、もはや景色です。情報が多く——情報がこういうふうによく乱雑になりますと、何も目に入ってこない、何も情報が伝わらない、決定回避の法則ということが起きます。次これ、これは魅力とりで発信課の窓口の写真です。これ非常によいと思います。こうやって「ほどよく絶妙とりで」、これいろんな風船とかのぼりとかいろいろついています。こうやって統一することで、何を発信をしたいのか、これ非常に分かりやすい。強調がされます。例えばこの入り口、インスタグラムが連貼りされていますね。ここでインスタグラムの情報をこれ誘導するというような目的で、これ貼られてると思います。このように各課においては最も伝えたい情報に目を向けさせる、庁舎内のポスターは高さや掲示する位置をそろえて関連性のあるもの、この情報を貼る。そうすることで認知向上につながると思います。あとは、何度も同じ情報を目にすることで頭に記憶を——記憶に残ると、そういった効果を狙ってみてはいかがかなと思います。まずは乱雑な庁舎内のポスターから始めたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） まずは、魅力とりで発信課の掲示を褒めていただきましてありがとうございます。今日、主に情報発信の方法、手法といったところについてお話を進めてまいりましたけれども、やはりその広報紙一つとっても、その広報の掲載方法ですとか、内容ですとか、そういったものに毎回工夫を凝らしている。それから情報発信にしても、ホームページ等にしても、やはりその情報を発信する、周知するというところだけを目的とするのではなくて、最後——最終的に行動に移してもらおうというところを目指して、その発信の内容ですとか、キャッチコピー的なものですとか、そういったものにも目配せ、気配せをして、情報発信に努めていくことが大事だなというふうに非常に感じております。今後、掲示板も含めまして、そういった情報発信の仕方とその内容、やり方といったことも含めて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 本当にどうもありがとうございます。まず「隗より始めよ」という言葉があります。これ身近なところから始めましょうと。大きなことをやるにしても身近なことから始めると、そういった言葉になるんですけども、この身近なところからしっかり徹底をしていく、これがやっぱり重要だと思います。今後もそういったところからしっかり——部長の御答弁ありましたようにやっていただければなと思います。以上で、この質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、新型コロナワクチンの定期予防接種についての質問をいたします。まず、10月から開始予定となる新型コロナワクチンの定期接種において、リスク情報はどのように公開していくのか、お伺いをいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの本田議員の御質問にお答えいたします。ワクチン接種に期待されるベネフィットと副反応等のリスクについて、その情報をどのように伝えていくのかという御質問かと思ひます。新型コロナワクチンですが、特例臨時接種に際しましては、市民が接種をどのようにするか御自身で判断していただくための方法として、対象者に個別通知を送る際に使用するワクチン全ての説明書を同封し、その効果と副反応等について周知をしてまいりました。令和6年度からは、先ほど議員からもお話がございましたように、定期接種となったことから、10月から開始する定期接種におきましては、国がワクチンの説明書を作成しないこと、また、個別通知は自治体の判断となること、使用するワクチンは医療機関が選択し購入することなどの方針により、他の定期接種と同様に、医療機関との連携を図りつつ、接種医療機関での十分な説明の上で接種を進めていくことになっております。予防接種の実施主体である市では、国の薬事承認後、使用するワクチンが決まり次第、ホームページなどで御案内をしていく予定です。また、今までの臨時接種、特例臨時接種での主な副反応などについては、国がまとめたデータなど、こちらも適宜ホームページに掲載し、引き続き必要な情報提供の徹底を図ってまいりたい

と考えております。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。6月議会でも取上げたんですけども、ホームページにリスク情報が記載されていないんですね、取手市。都道府県では千葉県、それから愛知県、神奈川県、近隣ではつくば市、松戸市、こういったところが可能性のあるリスクについて情報公開しております。例えば、松戸市だと心筋炎、それからギランバレー症候群の可能性がありますよと。つくば市では、副反応の接種後副反応の疑いの件数が59件とか、そういうふうに詳細なデータ出されているところもあります。本市のホームページにリスク情報を掲載しない理由というのがあれば、説明をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 保健センター副参事、柳 和恵さん。

○保健センター副参事（柳 和恵君） 本田議員の御質問に御答弁いたします。ホームページの情報ですけれども、定期接種が始まる10月に向けまして、この9月から、ワクチンの有効性と安全性というところでホームページのほうをアップさせていただいております。ただその中には具体的な市の——市民の中の副反応の状況というところは載せてないんですけれども、厚生労働省や県で掲載している情報につきましては掲載中でございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） リンクが貼ってあるのは私も承知しております。ただ今年の4月に、コロナワクチンの接種後に死亡認定を受けた方々が集団訴訟を起こしております。国は争う姿勢を示しておりますけれども、原告側が何を言っているかということ、十分なリスク情報の公開がされなかったとしております。リスクとベネフィットということであれば、やはりリスク情報の公開こそ重要じゃないかと私は思います。本市におきましても十分なリスク情報の公開、これしていただきたいなと思います。また本年、定期接種に使われるワクチンの種類、これ決まってないと伺っております。定期接種の開始時期についての変更の可能性というのは、あるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 保健センター副参事、柳 和恵さん。

○保健センター副参事（柳 和恵君） 御答弁いたします。ワクチンの開始につきましては、令和6年10月1日ということで変更はございません。終わりのほうは3月31日ということになっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 定期接種についてですけれども、ワクチンの種類は5種類の候補があるそうです。そのうちの3種類が薬事承認申請中です。そのために、恐らく何を使用するかということが厚生労働省のほうから下りてきてないのかなと思っております。この使用ワクチンについて、本市で候補などはあるんでしょうか。具体的には、種類としましては、メッセンジャーRNA、それからレプリコン、それから組み換えタンパクワクチン、この3種類のワクチンが候補となっております。いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 保健センター副参事、柳 和恵さん。

○保健センター副参事（柳 和恵君） お答えいたします。現在、5種類のワクチンがあるというのは私も承知してございますが。8月の段階で国が承認しているワクチンは、メッセンジャーRNAのワクチン、ファイザー社とモデルナ社の2社になっております。この2社のワクチンをいつからどのように使うとかというのは、まだ国のほうからの指示がございませんし、今年の定期接種からは、市がワクチンの配布とか購入について介入するということがございまして、医療機関が直接、卸からワクチン購入するということになっておりますので、医師会の先生方が御自身でお買い求めになるということでございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。じゃあ医療機関が決めるということですね。

取手市のホームページでワクチンの定期接種について、「流行の主流であるウイルスの状況やワクチンの安全性、開発状況などを踏まえ」と書いてあるんですね。ワクチンの選定に当たって、ワクチンの安全性について、何を根拠とするのかなというところを主として伺いをいたします。

○議長（岩澤 信君） 保健センター副参事、柳 和恵さん。

○保健センター副参事（柳 和恵君） お答えいたします。ワクチンの種類については、使用するワクチンは、WHOという世界保健機関が推奨する抗原組成を用いるということが決まっております。今年5月には厚生労働省のほうの厚生科学審議会の分科会のほうで、JN. 1系統株を採用するということが決まっております。こちらのJN. 1のワクチンは、昨年使用しましたXBBのワクチンよりも大変効果があるということで、国のほうが推奨して、そのJN. 1を使っていくということが決まっておりますので、そのように使っていこうというふうに思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 安全性については、ちょっとこれを見ていただきたいと思います。  
〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） これは厚生労働省のホームページでございます。ここからPDF、開けます。ずっと下に行きますと救済制度の認定数が出てます。これ最新です、8月30日のデータなんですけども。今までの予防接種の健康被害救済制度の認定数7,994件、死亡認定件数777件になってます。このほかに、PMDAとって医薬品医療機器総合機構というところに、医療機関から接種後の副反応疑いというものを報告することになってるんですね。それが、前回の6月議会でもこれ申し上げたんですけども、令和5年の10月末までで3万6,926件、全国であります。重篤件数というのが8,918件、この情報、今ホームページ——厚労省のホームページで見られません。削除されました。コロナウイルスワクチンってたくさん接種がされていると、だからこれだけ多いんじゃないかという誤解を受けている可能性があると思うんですね。ところが、例えば65歳以上の約2億回接種ということで、例えばインフルエンザ、これ2012年から2,021年で死亡が4名、認定が同じく2021年から2024年、約2億回のコロナワクチン、546名。これ明らかに安全性についてしっかり考えていかなきゃいけない。リスクについてしっかりと情報を公開してい

かなきゃいけない。私は非常にこれ重大な問題だと、私は思っております。ここ最近では、NHKの番組でもこの救済制度の現状について報道がされております。安全性や有効性についての再検討、これを求めるという、こういった声も今増加しております。リスク情報を十分に周知して接種に当たって、しっかりとリスクとベネフィットを判断できるようにしていただけますようお願い申し上げます、この質問を終わりにいたします。ありがとうございます。——ごめんなさい、あと1つ忘れてました。取手市の救済制度の申請数、茨城県は8月末で203件だそうです。本市では何件でしょうか。

○議長（岩澤 信君） 保健センター副参事、柳 和恵さん。

○保健センター副参事（柳 和恵君） お答えいたします。取手市の新型コロナワクチンによる健康被害救済制度の申請者数は、11名となっております。既に認定が出ている方が7名、否認が2名と、まだ申請中で申達中という方が2名いらっしゃいます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。先ほどちょっと先走っちゃいましたけども、しっかりとリスクとベネフィット、この情報を判断できるようにお願いをいたしまして、この質問を終わりにします。どうもありがとうございます。

続きまして、最後の質問になります。街路樹についての質問になります。7月17日に、戸頭小学校の裏の遊歩道の通学路で桜が倒れるということがございました。これ、少し時間がずれば下校時間にぶつかるというところでした。近年、実は樹木の倒木というのは増加しております、国土交通省が昨年、直近5年間の倒木の調査——全国調査を実施しております。この調査によりますと、台風など強風以外での倒木の件数、年間全国で約1,500本、点検をして伐採した樹木、2万7,000本となっております。茨城県でも1年当たり、台風と強風以外での倒木74本、点検をして伐採した樹木は1,290本となっております。取手市でも3,000本以上の樹木管理をしていると伺っております。通学路や歩道の街路樹の倒木、これ大きな事故につながる可能性がございます。倒木事故を防ぐ対策、これはどのように行っているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、本田議員の御質問に答弁させていただきます。街路樹は沿道の景観や快適さを向上させ、歩道と車道を分離し歩行者の安全を守る、重要な役割を担っております。ただいま本田議員から御紹介いただきましたように、市内には約3,300本の街路樹が植栽されておりますが、街路樹の機能や役割をきちんと発揮させるためには、様々な手入れを行いながら、限られた道路空間における計画的な育成管理が不可欠となっております。植栽後、数十年が経過し、老木化・大木化が進み、腐敗や根上がりにより倒木する事例、これは全国にございます。ただいま御指摘いただいたとおり、当市におきましても、7月に戸頭地区におきまして遊歩道の街路樹の倒木がございました。こういった事故を未然に防ぐためにも、できる限り早期に対応する必要があります。このため市では、通学路をはじめとする市内全域の街路樹の剪定業務の中で、作業前には街路



樹の実態調査を実施しておりまして、特に倒木の可能性の高い街路樹に関しましては、伐採ということも踏まえまして、そういった対処方法についても、協議のほうは行っております。加えて、大雨や台風等が予想される際には、管理課の職員によります道路パトロールを実施いたしまして、事故を未然に防ぐ対策も行っております。また、職員に対しましては、庁内情報システムを活用することで、通勤時や公務の際、街路樹の異常を発見した際には、管理課まで報告をもらうように周知をしております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。樹木の倒木を防止するための点検基準、こういったものはあるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 本田議員の質問にお答えさせていただきます。私どもは、街路樹の倒木等の事故を未然に防止するため、病虫害による被害や枯れ枝、台風や強風による倒木や枝折れなど、樹木の健康状態を把握することが重要だと考えております。このため、受注業者による剪定作業を実施する際には、事前に街路樹の健康状態を把握し、必要に応じた安全対策を講じております。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。実は、見た目には倒木しそうなものも突然倒れるということが全国で起きております。この大きな要因というのは、街路樹にとって苛酷な環境にあります。コンクリートの下で根がしっかり張れない。そういうことから、根から弱って倒れる原因になっているようです。例えば、東京都の建設局では、街路樹等診断マニュアルというのがございます。これはどういうものかといいますと、樹木の年数、それから状況によって危険度が高いもの、それから、今後危険度が高くなるもの、可能性があるもの、危険性がないものなど、時系列での点検基準というものをつくっております。つまりタイムラインでの管理ということを行っている、そのマニュアルでございます。こういった点検基準の整備、これ必要じゃないかなと思っております。点検基準を明確にして業者に委託するだけではなくて、担当課としても情報の収集、基準に基づく樹木管理、これを求めまして質問を終わりにします。

次に、街路樹の意義や目的、これについて取手市はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 先ほど建設部長からも申し上げましたとおり、街路樹は身近な緑として美しい都市景観や緑に親しめる空間を形成し、市民の日常に潤いや安らぎを与える役割がございます。また、街路樹の種類によっては、暴風、防じん、防煙、防火などの機能も担う場合もございます。一方で、適切な維持管理を行わない場合、通行車両や歩行者の空間を十分確保できなくなるばかりではなく、信号機や交通規制——交通規制標識などが見えなく——見えにくくなることや、道路照明に枝葉がかかることによって十分な照度が確保できないなど、通行の皆様生命に関わりかねない様々な支障が出てきます。こういったことから道路管理者としましては、車両も歩行者も安全に通行できる空間の確

保を最優先として、維持管理を行ってまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。様々な意義があると思いますけども、ちょっとこちらを御覧ください。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） これ、戸頭公園の前の木です。これナンキンハゼという木なんですけども、8月の上旬に撮影した写真でございます。地域の住民から、「この真夏の猛暑の間に枝葉もなく剪定をして、歩道を歩くにも非常に暑くて仕方がない。何でこんなトートムポールみたいな形になってしまったのか」というお問合せを、——意見をいただいております。なぜこのような剪定になってしまったのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） お答えします。街路樹が植樹されている歩道の環境には、電力・通信線や、車両や歩行者など通行する空間の確保など、様々な制限がございます。このため、取手市緑化ガイドラインには、街路樹の管理について各種制限に沿った剪定基準が記載されております。しかし毎年、街路樹の剪定の時期になりますと、近隣の皆様から、端的に申し上げますと、「危ないから短く枝を切ってほしい」というお声も多くいただいております。こうしたことから、取手市緑化ガイドラインを原則としながらも、安全性を確保する最優先として、通常より大きく枝を落とす、いわゆる強剪定を行う場合がございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。強剪定する場合があります。これは、緑化のガイドラインでも、剪定手法や剪定時期について記載がされております。その中で市民からの要望等で樹木を大きく切り詰める場合についても、これが書かれております。この街路樹の剪定方法は適切なんでしょうか、これ。——これが基本樹形、これナンキンハゼ、樹形はこの丸型なんですね。わかりますかこれ。こういうふうに、これが基本の樹形です。これが実際に切られた木でございます。市民から要望でということは分かるんですけども、これがなぜこの規定について、あるこの規定が本当にこの街路樹の剪定方法、これが適切なかどうか、これ、お答えください。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） お答えします。今回このナンキンハゼ、植樹されているこの沿線の皆様のほうからいろいろとちょっと要望いただきまして、「駐車場から出る際に見通しが悪く危険である」「店舗前の街路樹が生い茂っていて、駐車場からお客様が出る際にぶつけそうになった」「信号機が見えない」など多くの御意見をいただいております。道路管理者としては、取手市緑化ガイドラインにも記載されている安全性の確保などを優先することとし、強剪定を行うことによって、樹木の成長を抑制する必要があると判断しております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。実は全国的に経費削減のために強剪定を

するということが増加しております。しかし、このような強剪定をしてしまいますと、まず街路の景観、これ大きく損ないます。先ほどの木——道路沿い、全部あの木になってます。また枝葉がなくなれば、この真夏の時期に光合成ができずに、強剪定後の樹木というのは、新しい枝を多く出す傾向があって樹形が乱れます。太い木枝を切ることから、その切り口から樹木を腐らせる菌、こういったものが侵入します。そういうことで倒木の危険性というのが増します。中長期的には維持管理の手間、それから費用が増大するということが、これ、ある研究で分かっております。また環境面においても、真夏の最中に日陰をつくるこの樹木の枝葉を切ることは、歩道を熱くして適切ではないと私は考えております。地球を考え——地球環境を考える面でも大きな問題ではないでしょうか。取手市は2020年に取手市気候非常事態宣言をして、2030年度までに地球温暖化防止実行計画が策定されております。この中で、「都市における緑地は、ヒートアイランド現象の緩和に効果があるため、市街地に緑化の創出を推進する」とあります。こういった計画がある中で、伐採後の樹木、植樹、こういったものも含めて樹木管理、これは今後どのように行っていくのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） お答えします。第2次取手市地球温暖化防止実行計画においては、市街地の緑化推進がヒートアイランド現象の緩和に効果があるとして記載されております。担当者としましても、環境保全の観点において、街路樹には先ほど申し上げたような様々な役割があることも承知しており、取手市緑化ガイドラインにも、街路樹の環境保全の役割を踏まえて策定しております。今後も引き続き、基本的には取手市緑化ガイドラインや緑の基本計画に基づいて、また、街路樹が植樹されている歩道については、歩行者の安全通路の確保を目的とした道路の移動等円滑化整備ガイドライン、こちらのほうもございますので、こちらにのっとなって管理を行ってまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。なかなか街路樹というのは、実際の樹木の寿命より非常に短く、例えば戸頭で言いますと、団地ができて50年たちます。そういったことから、樹木の管理って非常に困難になってきているというところであると思います。例えば、名古屋市では街路樹の再生指針というものを示しております。樹木を計画的に更新・除去することで、街路樹の意義を維持しつつ、維持管理費の縮減、これに至るまでの指針を示しております。当市につきましても、街路樹の意義目的に沿った樹木管理、こういった他市の取組等も参考に研究や取組、これを行っていただきたいなと思います。また、樹木や緑を守っていく。このためには、市民の皆さんとの協働というのも、これ非常に重要だと私は思います。取手市緑の基本計画には、緑を守り育てる市民意識の醸成というものが示されています。私の住む戸頭、この戸頭団地自治会では、毎年、夏のなつ——すみません。失礼しました。夏の暑い日に日陰をつくってくれた樹木に感謝をします。そういったことで、団地のカラー歩道——これ取手市の市道になるんですけども、この落ち葉清掃、これ秋から冬にかけて2か月ほどかけて実施しております。そしてこの落ち葉を堆肥にして、自治会の持つ畑、それから集会所の花壇、それからゴーヤの緑のカーテン、こ

れにこの堆肥を使用しております。市が管理するものに市民も協力をしていく、自分たちの住んでいる地域は地域でしっかりと守っていくと、そういった環境の教育、それから環境に対する市民の意識の醸成、これは取手市全体でしっかりと取り組む必要があるのではないかと、そのように指摘をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 建設部長、渡来真一君。

○建設部長（渡来真一君） ありがとうございます。ただいま本田議員のほうから、市民との協働ということで、戸頭地区での取組のお話聞かせていただきました。本当にそういった取組、ありがたいことだと思います。一つ、本田議員の御質問の中で今、写真のほうを御提示いただきまして、強剪定の件で御質問いただいております。その中で経済性というお話が出ました。管理課としては、決してこれ経済性だけを重視して強剪定を行っているものではないかと。

[チャイム音]

○建設部長（渡来真一君） やはり戸頭団地ですけれども、整備された時期というんですか、そういった時期でいろんな樹木が当時の住宅都市整備公団によって選定されて植樹されたという歴史もございます。さらに現場のほうを見ていただきますと、写真のほうにもありましたけれども、街路樹の上に電線がございます。ああいったことで、街路樹も上に本当は伸ばしてあげたいんですけれども、頭のところを伐採せざるを得ないといったような状況もございます。管理課の職員も、そういったところのいろんなバランス感覚を見ながら、やむを得ず強剪定をしているという状況もありますので、そういったところも御理解いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。取手市ではそういった経済的なところだけではないということなんですけれども、私が申し上げたのは「全国的に」というところですので。そういったところで、しっかりと今後も樹木管理——管理課の皆さんには本当に現場に足を運んでいただいて様々なところ、市民の方の御要望、迅速に対応していただいて本当にありがたく、私は個人的には感じております。今後とも樹木管理、そういったものもしっかりとお願いをいたしまして、私の質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、本田和成君の質問を終わります。

続いて、遠山智恵子さん。

[23番 遠山智恵子君登壇]

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。一般質問を行います。今回は少し静かにやろうと思っておりますから。

[笑う者あり]

○23番（遠山智恵子君） 市長の答弁次第で、ということなんですけれども。まず私は、繰り返し取り上げております、暮らしを支える地域公共交通施策についてです。繰り返し取り上げてきた課題ではありますけれども、この夏、地域公共交通セミナーに参加してきましたので、皆さんと共有したいと思って取り上げております。地域公共交通は住民の足

であり、交通について広辞苑では、1、人の行き来、行き通い——往復、行き通い。そして2点目に、運輸・通信の機関による人の往復、貨物の輸送、通信などの総称とあります。人間の根源的なコミュニケーションのように定義されております。学術的には、交通はこの社会が存続するための必須条件、また快適で便利な交通が生活の豊かさを高めるとし、さらに交通は衣食住の次に大切なもので、コミュニケーション、人と人との交流として、文化を育み豊かな生活をつくるものとあります。交通は人権であり、暮らしを支える施策として重要課題であることはもう言うまでもありません。1点目、改めて新公共交通計画策定について、その計画に対する理念と方針をまず質問いたします。

〔23番 遠山智恵子君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、お答えさせていただきたいと思っております。理念と方針という御質問でございますけれども、今年度、策定に着手をいたしました地域公共交通計画につきましては、令和2年の地域公共交通活性化再生法の改正によって創設されたものでございまして、その大きな目的としましては、近年における急速な少子高齢化の進展などにより、地域公共交通の維持に困難を生じていることなどの社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現などを図るための基盤となる地域旅客運送サービスの提供を確保するため、地域における主体的な取組と関係者の連携と協働を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することとなっております。取手市におきましても、高齢化の進展に伴って、自家用車の運転が困難になり、移動に不便を来している高齢者の方々が増加しているものと認識しておりますが、そういった方々の移動を担うべき交通事業者におきましても、かねてからの利用者の減少に加え、運転手不足や燃料費の高騰などにより、事業の持続可能性が危ぶまれているところでございます。そういった状況の中で、地域全域の交通利便性を維持・向上させ、市民の移動手段を確保していくために、地域公共交通計画の策定に着手したわけでございますが、この策定を通じて市の公共交通の現況や課題を整理し、既存の交通機関の連携強化と役割分担の明確化、新しい移動手段の導入検討など、市にとって望ましい公共交通の在り方の検討を行いまして、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指してまいりたいと、このように考えているところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） まあ、理念ですからこういう答弁になるんだと思うんですけど。先日8月ですか、業務委託、コンサルに頼んだというところで、いよいよ始まったということなんですけれども、何ていうか、国のマニュアルどおりにならないように、しっかりやっていただきたい。取手バージョンでというか、特性を生かしたというか、どこも同じようにということにはならないように、まず言うておきたいと思っております。今、「役割分担」という言葉が、私は答弁の中でちょっと引っかけたんですけど、どういうことで

しょう。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） 役割分担といいますと、市内にはやはり路線バスとか鉄道、そのほか様々な交通機関がございます。それぞれに影響しないように、やはりそれぞれを維持しなきゃならないので、こういったところをきちんと役割分担をしながら充実していく、こんな計画にしたいなと考えております。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 計画はこれからというところなんで、あまりここで言うておかないほうがいいのかと思うんですけど。よく行政は縦割り行政だって指摘されることがありますけれども、そうじゃなくて、やっぱり全て、バス会社もタクシー会社も、そして市民も団体もいろんな——本当に取り込んでというか、それで取手の中、自由に行き来できる、行き交うことができる、それを本当につくってほしいなというか——つくらなきゃいけないときだと思えますんで、そのところ、ぜひコンサルとも——専門家だろうから、業務委託された方たちともよく相談しながらやっていただきたいと、まず思います。

2点目、今、答弁にもありましたけれども、2020年、地域公共交通活性化再生法改正に伴って、全ての自治体で計画策定が事実上義務づけられました。私もこれまでも再三、公共交通網をとということで提案してきた一人なんですけれども、義務づけられたということで、いよいよ取手も手がけるということになりました。各市町村——セミナーに参加して、改めて各市町村いろんな地域でいろんな取組が進んでいるということを知りました。地域——いわゆる市民・団体そして地元業者であり、また私たち議会からも委員会であったり、あと特別委員会——決算のときだったと思うんですけども、要望を——要望書ですよ、提言というか、要望書というか、出してきました。これら含めてどのように今後の計画に生かしていくのかをまず伺います。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問にお答えします。どのように進めていくかというところで、まず策定に当たりましては、一般質問などでもお答えしてますとおり、市内で無作為抽出した3,000人への郵送によるアンケート調査を実施して、市民の交通機関に対する満足度や移動の実態・意見・要望などを収集していきたいと考えております。現在、こちらの準備を進めておりまして、今月前半にはアンケート票を発送できるかなと考えております。また、コミュニティバスの利用者アンケート調査としましては、調査員がバス停で、調査票に沿った利用者の聞き取りを行っていく形式のアンケート調査を行ってまいります。利用頻度・利用目的のほか、満足度や意見・要望などについてもお伺いする予定です。また、関係団体のヒアリング調査としましては、バス等の交通事業者のほか、従業員や利用者などの無料送迎サービスを行っている企業・病院に対して、連携活用・統合の可能性の有無をお伺いしたり、また移送サービスを行っている福祉団体に対し、連携と役割分担の望ましい形をお伺いするなど、ヒアリングを行いたいと考えております。さらに、交通に課題が生じている住宅団地とか集落の自治会等に対して、移動実態のニーズを確認するなどの実態調査を随時実施する予定になっております。そして議会から御意

見としまして、令和5年12月に建設経済常任委員会から頂いた提言書がございますが、こちらにございました乗り合いタクシーの導入や移送サービスの連携なども、計画策定における検討課題として、今後進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 今、聞き取りアンケートということで、直接声を聴くということなんですけど、以前もやってたようなんですけど。利用してる人は、さらにこうしてほしいという具体的な声というか要望は聴けると思うんですけど、むしろ利用したくても利用できない人、また地域も当然多数あるわけですよ。今年4月からルート変更したり減便したりということで戸惑ってる声も確かにありましたんで、その辺、聞き取りとか、どのように調査、声を受け止めるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えします。利用してない方については——利用してない方というのを含めまして、先ほどのアンケート、3,000名という標本を少し多めに設定したのと、あとは先ほど自治会等を巡るという話の中で、なかなか全部回るというわけにはいかないんですけども、特に地域的にお話を伺っているところは何個かありますので、その辺は漏らさないように丁寧に対応していきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 質問要旨で3点目になるわけなんですけど、その策定取組において、住民——市民の参加を丁寧にやった自治体とそうでないところというのもあるんだそうですよ。私は取手がそっちかって、ちょっと心配なんですけど。大体いろんなことを通じてね。そうすると、計画の仕上がりで、それからいよいよ運行始まったときに、住民——その住民とか市民の利用状況とか、違うんだそうですよ。ですから、訴求力に差が出ているということ、セミナーの中でも繰り返し指摘されてきたことなんですけれども、例えば、挙げているように、ワークショップなど市民参画で策定に取り組むことを求めるんですけれども、いかがでしょうか。いよいよ考えてほしいと思うんですけど。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問にお答えします。確かに他の自治体などでは、公共交通計画における市民の意向把握の一環として、ワークショップや意見交換会を行っているところもございます。ただ、ワークショップ形式では、交通に関する課題を行政と市民が共有し、市民が自主的に問題を考えて解決していくという点においては有効だとは考えていますが、課題や意向の収集としては、必ずしも効率的ではないだろうなという印象を持っています。つきましては、調査業務のスケジュールなども踏まえて、先ほど答弁させていただいたとおり、3,000人へのアンケート調査やバスへの利用アンケート、さらには自治会へのヒアリングによって様々な声を聴きながら進めていきたいと思っております。ヒアリングにつきましても、単に要望を聴くだけではなくて、こちらからもやっぱり言うべきことは言いつつ、意見交換できればなというところで進めていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 何か強い意志を持って、——何か課長答弁なんだけど、ちょっと思い切ってやってほしいなと思います。市民参画という取組ね。

次の4点目になりますけれども、山形県の鶴岡市の事例です。人口減少と高齢化による利用者減を、路線の廃止や減便で対応するのではなく、むしろ増便と停留所の増設で利便性の向上を図ることで、市内中心部巡回路線の利用者を掘り起こして克服しようとの、言わば逆転の発想が功をなした——功を奏したという報告を聞きました。定員25人のバスを12人のワゴン車に変えたり、小回りが利くことを生かして細い道も通り、利用者の要望に応えるルートを路線に組み入れ、便数も停留所も増やしたということです。コミバスをワゴンタイプに変更してはという質問です。

あわせて5点目にあります——挙げています、コミバスを循環ルート式に統一してはということで今、鶴岡市の事例を述べたので、その辺、両方入ったんでちょっと一緒にどうでしょう。考え方をお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問にお答えいたします。ワゴンタイプへの車両変更ということですが、そのメリットというのは確かにございます。車両が小型化されることによって、ルート設定が自由になったりとか、あとは車両コスト、また運転免許の種類が大型じゃないなどでハードルが下がるなどもございます。しかしながら以前、一ルートにおいてワゴンタイプのコミュニティバスを使ってましたけども、乗り——乗るといいますか、人数が多くて乗れなかったという事例が多々発生したところがあります。また、現行の乗車——バス停ごとの乗降者数とかを見ると、そういった可能性がある路線、各路線で発生しますので、ちょっと慎重な考え方が必要なのかなと。また、車両を小さくしますと、車椅子とかシルバーカーの対応が難しいものもあるということで、一概に——メリットもありますが課題もちょっと多いところになります。さらに循環ルートのことなんですけど、循環ルートって幅広く言いますと、現在のコミュニティバス、7ルート中5ルートが循環形式を取っておりまして、こちらにつきましては、例えば駅を目的地とした場合とか、自宅から駅に帰る場合と、これは一本の路線でカバーできるなど効率的なところがありますが、多少路線が長くなってしまうと本数がなかなかキープできないというところもございます。一方で、この路線型のルート、2個ありますけども、こちら広いカバーを——やはりエリアをカバーするとすると、循環型での運用も難しいのかなと思います。そうした中で、御提案の内容については少なからずメリットがありますので、今後、検討に向けては幅広く入っていきたいと思います。いずれにしましても、今後、コミュニティバスの見直しに当たりましては目的を明確にして、あとは鉄道、路線バス、タクシーなど既存との——公共交通との共存、これちょっと重要なんで、これに配慮しながら、運行エリアに適した設定を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） オンデマンドとか、あと移送サービス、NPOによるね。いろいろな手だてというか——あると思うんで、課長、無理だ無理だ無理じゃなくて——もちろんメリットもあるということでは認識しているということは、もちろん入って——



答弁にもありましたけれど、何か後ろ向きなの一っというふうになんてちょっと心配なんだわ。まあ、頑張ろう。

続いて、6点目に――6番目にありますドライバーの確保についてです。つい先日、新聞報道にもありましたよね。国のほうが少し規制緩和したい、するということ――いよいよドライバー不足をどうしたらいいかということで考えてきているのかなと思ったんですけど、自治体やNPOが実施主体となる公共ライドシェアや、利用者の予約に応じて運行するオンデマンド交通など、国も動き出しております。まだまだ決定というようにはなっていないんですけども、でももうそういう動きになっているよというのは、先ほど言いましたセミナーの中でも講師の方から説明がありました。参加された議員は、心配だあという、いろんな問題あるじゃないかということで、質疑応答一番ライドシェアでやり取りがあったわけなんですけれども。いや、違う、地方こそ、これがむしろこれから必要になってくるという、ヨーロッパのほうではそういった活動が充実してきているというのもニュースにありました。そういう意味で国も動き出しているんですけども、自治体も市民との協働でいろいろな取組が行われているということです。ドライバー確保について、まず所見を伺います。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問にお答えいたします。運転手不足につきましては、以前から慢性的な問題となっておりますが、特にこの4月1日から、運転手の業務時間の強化規制によって一気に深刻化しております。路線バスの減便や廃止といった形で表明したのが――表面化したのが、いわゆる2024年問題です。交通事業者においては、このような事態になる以前から運転手の待遇改善の努力を行っており、行政としても公共交通を守るため、今後どのような形で運転手確保に協力できるのかも検討していきたいと考えているところであります。また、これとは別に、市内で移動困難者の移送サービスを行っているNPO法人においては、利用希望者が増えている中でボランティアドライバーの確保が非常に困難になっており、利用者を一部お断りせざるを得ないような状態にあることを伺っています。こういった移送サービスは、なかなか公共交通だけではカバーできるものではないですが、切実な移動需要に応える重要なサービスでございますので、交通計画の中でも一つの移動に関する課題として取上げていきたいと考えております。またライドシェアにつきましては、非常に取手に向いているのかというところで難しいところなんですけど、基本的には今、タクシーの運転手不足をどうしようかというところでの制度になつてるようで、金額的にもタクシーより少し低い設定というのがあるので、まだ取手のほうで、手段としては検討していきたいんですけど、早々に導入するかどうかなんてのは難しいかなと考えております。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 最初、ライドシェアって出たとき、私たちもちろん反対しました。共産党としては反対という立場で、安全面だとかいろいろ。ところが余りにも運転手不足であったり、もうこれは全国共通。そういう意味ではどうしたら国民、市民の足を確保できるかというところから、国のほうからだったと思うんですよ、ライドシェアとい

うのがヨーロッパのほうで始まって、結構利用してるよということが受け止めて、国もすごくいろいろな面で——この間、省庁交渉を行ってきましたけど、私たち共産党議員団で、すごい柔軟にいろんなことを考えてるんだというのは印象を受けました。そういう意味では、ちょっと、もうどんどんこう——どうしたらできる、どうしたら安全守れる、そういう意味では、公共ライドシェアなんです。タクシー会社が動かすという、料金設定などもするということがあったんですけど、最初出されたのは、それは都内のほうでね。でも、今私が提起しているのは、むしろ自治体とか、取手市、またはNPOが実施主体となる公共ライドシェアというのを。で、柔軟に、今、国も動き出しているということなんで、いずれこれは早く、もう実現しますよということは講師から言われてきたところなんで——聞いてきたところなんですけどね、ぜひ、認識しておいていただきたいと思います。今すぐできるということではないと思っています。

小堀で4月からコミバスが減便されるということで、話し合いされたということで、執行部も担当課も同席されてるということなんですけども、通勤者の方から利用できるよということで、バス会社の方が、スクールバスを利用していいですよということで歩み寄ってくれたということで、朝2便ですかね、——2便か3便、通勤者も一緒に乗ったり、独自に乗ったりということで、好評で利用されてるということで、住民の方から確認させていただきました。この機会にぜひ、計画をつくる段階で、スクールバスですとかスクールタクシーも今、大留のほうは活用してますけれども、その在り方、計画策定の中で検討してはどうでしょう。あとは各介護施設などの朝夕の送り迎えでは使うんだけども昼間ほとんど空いてるよというのは、施設のほうから提起されて実現してきたというのが、なごみの郷のほうで受けてくれたという、そういう事例もありますけれども、それら含めていかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問にお答えします。委員から——議員からお話あったように、このたびコミュニティバスの小堀ルートの減便が避けられない状態の中で、教育委員会との連携により、小堀地区住民の通勤等の移動需要をスクールバスで補うことができた、これは一つの実績となっております。スクールバス・スクールタクシーの運行計画は、基本的に教育委員会において各地区の児童数・生徒数の推移などを踏まえて定めるべきものと考えておりますが、公共交通とスクールバスの相互の連携の在り方については、小堀での実績なども踏まえて、また公共交通で担える部分があるかどうかも含めて、計画作成の中で検討していきたいなどは考えております。なお計画策定に当たりましては、庁内関係各課の課長級で構成された検討会議を設置しておりますが、そのメンバーとして教育部門・福祉部門などにも参画していただいております。各部門の移動での——移動に関わる現状や課題について共有しながら検討を進めているところです。全てを公共交通で担うこと、これは難しいですが、それら課題に対する対応の考え方や方針を、公共交通計画の中でどのような形で取り組んでいけるかも含め、引き続き連携を図り作業を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 桑原計画ですとか、いろいろ都市計画課が担当してるんですもんね、大きな仕事を。あとで公務労働の中でちょっと働きかけますので、少し仕事を分けてやれるように人を増やせということで言いますので、やっていきます。やっぱり答弁を聞いてると、今までのコミバス運行、そこから抜け切れてないのかなというふうに思っちゃうんですよ。ワゴン車を取り入れれば、今のコミバスよりももっと安くできるはずなんで、そういう意味ではもう増便ですよ。1日何便走らせてる——だって、その地域地域。だからそういう意味では小回り効いて——30分——乗れなかったら30分待てば来るかとか、そのくらいの本当に少しがらっと切り替えてこの公共交通問題、しっかり計画策定に取り組んでいただきたいということと、空白地域はなくすなよ【「なくすなよ」を「つくるなよ」に発言訂正】ということを最後言って終わりにします。次の質問ありますので。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） すみません、一言お話しさせていただきたいと思います。今、議員おっしゃいましたように、様々な問題が公共交通計画、市内全域、あります。その一つの御提案であったワゴンタイプ、これにつきましても、やはり一長一短ある部分は絶対あると思いますので、このようなところもやっぱり市民の方々がどのようにお考えになるかと。また、その空白地域につきましても直接お伺いしてお声を聴いたりして、どのようにお考えになっているのか。増便で——増便をすれば必ず乗っていただけるのか。ただ単に——極端ですけども、その時間帯にバスだけ走ってればいいのかとか、様々な問題があると思いますので、その辺は地元に入らせていただいてお伺いさせていただいて、通ってくるのであれば乗車しますというようなお話もいただければ、そういう方向にかじも切りたいですし、やっぱりまずはアンケートも含めながらいろいろお声を聴いて、そして反映をしていくということが大事ななと思いますので、その事によって骨格となる交通計画というものを立てていきたいなと思います。それをやっていく中にはいろんな手法もありますので、取り入れながら、取手市に合った——中山間地域とはまた違うと思いますので、取手市に合った——常磐線もあります、関東鉄道もあります、そういう中でどう結節点を設けながら計画を立てていくかというのが大事だと思っておりますので、その辺を思い描きながら計画策定をやっていきたいと思っておりますので、その辺お話しさせていただきました。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 私も最後に一言。だから市民参画で計画をつくるんですよ。市民の皆さんの声を——地域の声を聴いていく、じゃあこういうふうにしようと、皆さん利用してくださいということを一生涯懸命言うんですよ。もうそういう先例あります、岡山だったと思うんですけど。市民参画でしっかり練ったら、その代わり乗らなくなったっていったらそこを廃止する、廃止したんですよその地域。市民が改めて、ああ悪かったなというところでまた次の計画でまた考えていくという、もうそのくらい市民と一緒に、本当の意味での協働ですよ。よろしくお願ひしたいと思ひます。続いて……

○議長（岩澤 信君） 遠山さん、遠山さん、よろしいですか。先ほどの発言で、空白地域はなくすなよという発言だったと思うんですね。これだと意味が逆になってしまうと思うんで、空白地域をなくすように……。

○23 番（遠山智恵子君） （続）あっそうか、つくるな——つくるなということだね。

○議長（岩澤 信君） 訂正をお願いいたします。

○23 番（遠山智恵子君） 議長そのとおりでお願いします。議長。

○議長（岩澤 信君） 訂正を認めます。

○23 番（遠山智恵子君） 力まないようにと思うんですけど、やっぱ熱くなっちゃうな、遠山な。じゃあ次の農業問題。お待たせしました。持続可能な食と農の取組について質問を行います。今、国会で店頭から——全国で失礼——全国で店頭から米が消え買いたくても米がない、こういう事態は初めてではないか。政府は、今回の米不足の原因として、食品の価格上昇が続く中、米に消費が集まり、訪日客の増加、昨年的高温渇水の影響により出回る量の減少などを理由に挙げています。そもそも根本的な原因は、政府が米の需要減を理由に毎年減産を農家に押しつけてきたことにもある——ことにあります。今年、政府の予想に反して米の消費が伸び、この間、2023年7月から24年6月の1年間、需要実績は当初の見込みから21万トン？11万トン多い？702万トンになった。それでも政府は来年の需要見通しは673万トンとしているようです。消費増なのに減産を強制している、この政府の責任が問われてまいります。さて、国の施策で、来年3月までに取り組むことになっている地域計画、これもメリット、デメリットがあるということも承知しております。私ここであえて取り上げたのは、地域計画作成に向けて地区ごとの懇談が行われているということでしたので、その地区懇談等を通して、改めて、今現在の取手農業の現状、課題を伺います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 遠山議員の御質問に答弁いたします。地域計画作成については、昨日の根岸議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、地域計画は、農業者の高齢化による減少や耕作放棄地の拡大防止など、地域の農地を守り次世代に引き継いでいくために、地域で話し合いによって将来の農地の利用の姿を明確にする計画になります。昨年度より地域計画の策定の話し合いを進めており、現在まで市内10地区の意見交換が終了し、現在、目標地図の作成に着手しているところです。今後は再度、地図の見直しや農業者の確認に——農業者に確認を行っていき、今年度末までに完成させていきたいと考えております。実際に地域農業者との意見交換会を行って行く中で、比較的担い手が充実している地区もあれば、少ない地区もあり、今後は、担い手が少ない地区の農地をどう守っていくかが課題になってくるというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 2点目になりますけれども、新規就農された方から、「農機具は中古でも新車並みで400万から500万円もして、そうしたことも後継者不足に拍車がかかる要因の一つだ」と。そういった発言、実は、市議会主催の意見交換会で聴かせていただいた、本当に貴重な発言、言葉なんですけども、そこで後継者・新規就農者育成ということで支援制度の拡充に向けて伺います。今どうだというの。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。先日の根岸議員さんへの答弁においてもお答えさせていただいたんですけども、つくば地域管内でつくば地域就農支援協議会を組織しております。この中で就農支援に向けた短期農業体験・各種研修や実証実験を行い、新規就農者への支援充実を図っています。また各種——水田農業転作等補助金ほか各種補助金で農業者の支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 国のほうで先日、省庁交渉したときも発言された——してきてたんですけども、年間 150 万、新規に就農される——れば、それがまた 3 年間ということで。ああ、それじゃあ、やっと覚えて終わりじゃないかということで、実際、共産党議員の中にも農業をやりながら議員活動をしっかりやってる方もいますので、そういった生の声を届けてきたところなんです。私がやっぱりここで言いたいのは、取手市で何らかの独自の単独で支援できないものか。いろいろやっていただいているということは確認してまうんですけども、機械が壊れたら半額出すとか補助するとか——教育委員会、心配してるようですけどそれに対して。そういった形で今後の検討課題にさせていただきたいなというふうに思います。部長、聞いてくれてる……

〔笑う者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） （続）軽いうなずきで——「よし」ということで、本当に検討してみてくださいよ。

3 点目の米価見通しということ、概算金については昨日も発言ありましたし、また報道されましたので、これは省きます。

4 点目の温暖化対策の一つに作付米の在り方。暑さに強い米づくりについて何うものです。例えば「虹のきらめき」だとか「一番星」ということも聞いているんですけども、個人任せではなくて普及センターと協力して、私は一定の地区でモデル事業としてこの際取り組んではどうかと提起したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。近年の地球温暖化により水稻の高温障害、これが多くなっていることは確認しています。つくば地域農業改良普及センター主催の研修会においても、茨城管内でそういった事例が多くなっているという報告は受けております。現在、高温障害に強い品種の作付が徐々に開発されてきております。開発された高温障害に強い品種を農業者が翌年の作付に選択するには、前年の夏までに種もみを発注するようになりますので、品種や価格・収量などの情報を J A 茨城みなみさんと連携して共有しながら、農業者への情報提供を行って作付米の選択肢となるようにしていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 普及センターのほうでは、新規就農で頑張ってる若い方たちがそういったことで研修受けに来てくれたんですということで、すごい喜んでおりました。いろいろ私もこういった栽培するには簡単じゃないんだなということで、わざわざ送って

くれたんですよ。だからそういう意味では、私自身はまだ農業はやっていないので、それこそ部長・課長も実際やってる農業者なんで、そういう意味ではむしろ心強く思ってますので、少しでも活性化というか、盛り上げていただきたいと思います。ぜひそれも検討課題にさせていただきたい、今年は無理でもね。

国で掲げた有機農業シェア 25%にという取組については、昨日、鈴木議員のほうからも取り上げてのやり取り、しっかり丁寧に取り上げていただいたんで承知しております。私は、下げるわけじゃないんだけど、農薬そして化学肥料を半減すれば特別栽培米ということで、これをぜひ子どもたちに安心して食べてもらうように、学校給食に使えるように、それには先ほど私も言ったような地区ごとで特別栽培米、現に 12 軒やってるわけですから、今でも。その 12 軒、ほとんど農民組合のほうに、大地のめぐみのほうに出しているようです。だから、そういう意味では、農薬・化学肥料を半分にしているという特別栽培米を、少しでも安全な子どもたちに給食を届けたいなというふうに思うんですけども、根岸議員や鈴木議員からも指摘されましたように、子どもたちに安全な給食を届けることは、今や行政として私は責務だと、ここで大きな声で言いたいと思います。今、進めるべきです。答弁を伺います。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。特別栽培米のPRに関しましては、今年度——今年ですね、2月に再生協議会から、農業者へ送る営農計画書の中において、この特別栽培米認証制度のパンフレットを同封させていただきました。今後については、今ちょっとお話した地域計画を策定している中で農業者と会う機会が多うございますので、その際に周知を再度図っていきたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 6点目の学校給食の取組というところでは、毎回無償化というところでは、取りあえずこれでやっていくということでの説明に終わって、県のほうの学校給食の概要という一覧も確認しましたが、それぞれいろんな取組してます。無償化はもう 11 市町村だったかな——幾つだったっけ。どんどんもちろん増えてはいるんですけども、取手も少しずつでも、1人当たり 200 円というところでたしか書いてあったんですけど、県の資料には。それ以上、補助をしていただけるように、そこは、まず安全な給食を届けよう、それを責務として取り組んでほしいということで含めたいと思います。

最後になるんですけども、農作物の生産費の全てを消費者が負担するというのではなくて、農業者に対する所得補償で、政府が部分的にでも負担するべき時期に来ていると——来ています。そういう意味で、安全な農作物を作る生産者と消費者が支え合うことが、今回の米不足や米価格など考えると、多少ですけどね、あくまでもね、食料・農業市民会議などの創設を求め提起するものですが、その辺の取組、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 遠山さん、6 番の学校給食取組について、今抜けてますが。

○23 番（遠山智恵子君） 今発言したように、学校——県のほうの資料にはしっかり全部載っていて、それ止まりということは確認してきたので、今回はあくまでも安全な給食を届ける責務をとということで——ということで今確認したところなんです。

○議長（岩澤 信君） 学校給食については、教育委員会のほうでの答弁を用意しておりますので。

○23 番（遠山智恵子君） そうでしたか、そっかそっか、ごめん。すみません議長。ちょっとあちらとばかり。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、学校給食の取組について答弁させていただきます。いわゆる、遠山議員、今回、持続可能な食と農の取組という観点で、やはり教育委員会としても、安全で安心して食べられる学校給食の提供は非常に大切で、現在もそれに努めているところでございます。取手市の学校給食では、食材に使用する野菜はできる限り国産のものを使用しているほか、地元産食材の活用による地産地消の推進を通して、児童生徒が食への興味、関心、理解を高めるとともに、食に関する知識や望ましい食習慣の形成ができるよう努めております。そのような中でありますけれども、地産地消の観点からは、御存じのように令和4年度からは、学校給食で米飯以外の野菜などについても農家の皆さんと連携し、活用して取り組んでいるところです。生産者の顔が見える地元の安全安心な食材を学校給食で提供していくことを、今後も引き続き進めていきたいと考えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 大野課長が出てきてくれては、無償化に向けての考え、どうですか。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） お答えいたします。これまで答弁していたとおりのお話になりますので、私からは以上となります。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） あとは議会一丸となってこの問題、求め続けていきたいと思っておりますので——本当に議会は一致してますからね、この姿勢、立場は。はい、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。

○議長（岩澤 信君） 7 番目の。

○23 番（遠山智恵子君） あれっ、さっき私、戻っちゃったわけね。答弁——先ほど質問しましたので。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。農政課として生産者と消費者を結びつける機会や会議は今のところありませんが、現在、茨城みなみ農業協同組合、農産物直売所夢とりでにおいて市内農産物の直売がされており、その中において、今後こういった形になるかは未定ですが、生産者と消費者を結びつける方法を検討しているといった

話は伺っております。そういった——他の機関ではありますが、そういった他の機関の協力の下、情報を入手しながら、取手市としても生産者や消費者の声を取り込み、今後の農業振興に生かしていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 生産者にとっては米の価格が上がれば、ああちょっとはよかった、生産費と——以前はペットボトル1本100円ですよ、それしか当たらないと言われたのが、今や10円と言われてます。生産費が10円にしかないという、本当にそういう中で、農家さんは頑張って持続してくれてるわけですよ、農業を。そういう意味では、持続可能な食と農を目指して、取手、しっかり盛り上げていけたらなと思っています。消費者のそういった理解もやっぱり必要なのかな——多少米は上がっても、ああ農家さんが暑い中これやってくれた、作ってくれたという、子どもたちだけじゃなくて私たち大人もしっかり受け止めていきながら支えていかなきゃならないなというのを、今回改めて再確認した次第です。米がな——いというところで、大騒ぎしてたというところでは、そういったことで今回、農業問題取り上げました。学校給食に出すということになれば、契約栽培ということも考えられますんで。今までタマネギだとか長ネギだとか、ジャガイモだとかトマトもやってきたんですけど、なかなか定着はしてこなかったというのは事実あります。ぜひまた検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。次に公務労働についてです。私が久々になぜこの公務労働について取り上げたかといいますと、やはり県のほうから資料を頂きまして、市町村別ラスパイレ指数及び地域手当補正後ラスパイレ指数、一般行政職という、この資料を手に入れたわけなんです。何とかラスパイレでは茨城県内で取手は真ん中辺なんだなというのでは、うーん、取手の——茨城県の玄関口の取手市なんで10万人規模の、そういう意味では決して高くないなというところで受け止めました。ところが地域手当を見たら、ずっと16%ということで国基準——国が示してきたわけなんです、それを少しずつ——勝ち取ったなんて言うと、組合側の立場になると「勝ち取った」という言葉になると思うんですが、いまだ11%、それを少し何か考えるということは3月の予算議会でもあったんですけども、私はそれより——それもそうなんですけど、ほかですよ、ほかの市町村は国基準しっかり受け止めて、ちゃんと達成してるんですよ。龍ヶ崎は10%達成だとか、もうほとんど達成です。取手と同じ16%というのはつくば市です。つくば市は早々と16%達成しています。ところが、取手は11%止まりだったというところで、何をやってるんだということを私は思いまして、本当に今——昔の役場時代と今の役所時代では、随分仕事の量も大変、職員の力も求められているというところでは、本当にお疲れさまと言いたいところ——言いたいところなんですけども、そういうわけで取り上げたところです。それに対して、中村市長以前の話なんで——そこは結構です。ただ、こういうことは繰り返さないようにしっかり受け止めていくべきだということを申し上げたいと思います。今回、人勧でぐっと下がっちゃったというところでは、すぐ12%にするんでしょうから、それ以上言いません。そういうもんだと思っています。質問の公務労働者——正規また会計年度任用職員ほかもあるかと思うんですけども、その現状と課題。で、仕事量に見合った



適正な人員配置になっているのかということ担当課と事前調整したところ、これ同じ答弁になりますということをおっしゃったので、議長、1番、2番、一緒に答弁をいただければと思います。お願いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、答弁申し上げます。公務労働の課題としましては、やはり職員にとって働きやすい、いい職場環境をいかに整備していくかということだと思います。人事管理においても常に追求していくべき重要な課題であると認識してございます。職員一人一人が明るく元気に働ける環境づくりとして、職員それぞれが育児や介護をはじめとする様々な事情を抱えている中で、仕事と家庭の両立をしながら能力を十分に発揮していただける環境、また特定の職員に業務が偏らないように、職場において職員が一丸となって業務運営を進めていく環境を整備していくということが、業務の効率化とともに人事配置において適正な職員体制を確保していくことが求められているということも考えております。こうした中で会計年度任用職員につきましては、育児休業などで長期不在となる正規職員の代替としての任用のほか、市の行政運営におきまして細やかな行政サービスを効率的、効果的に行うため、適材適所で多くの方に多様な勤務形態によって勤務をしていただいております。正規職員の任用では賄えない部分を幅広く担っていただいているというような現状でございます。その上で正規職員の職員数の管理につきましては、これまで合併後の行政経営改革を進める上で、正規職員数の上限の目安を800人としてございました。退職者補充を原則としながら、新規職員の採用計画を進めていたというところでございます。そのため、組織機構の改編や政策的な特定事業の強化などの特別な要因があった場合を除いて、実質的には職員の増員の抑制に努めてきたというところがございます。しかしながら、多様化する市民ニーズへの対応やサービスの向上、職員の業務量の増加などを課題を踏まえた適正配置を進めていく中で、現状としては正規職員の増員が求められているというような状況でございます。また、令和5年度から定年引上げ制度が施行され、職員の定年年齢を、60歳から段階的に65歳にまで引上げていく期間中、定年退職の発生が1年置きとなります。優秀な人材の獲得や職員の年齢構成、バランスの確保を図る上でも、定年退職者が発生しない年度におきましても安定的、継続的な職員採用が不可欠となっているという状況でございます。こうした中で今年度は例年よりも早く来年度の組織体制づくりに向けた職員採用試験を実施して、8月末までに第1回目の採用内定を行ったところでございます。さらに、9月1日号の広報にも——とかホームページにも、今おっしゃっていただいたように第2回目の採用試験の実施についても御案内したところでございます。事務職員のほかに建築技師、土木技師などの専門職についても追加募集を実施し、適正配置のための人員確保を努めていく予定でございます。ちなみに消防職につきましては、例年どおり9月の日程での職員採用試験が実施されるというような予定でございます。以上が現状と課題というところでございます。以上でございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 残り——残り時間、6分切りましたので、時間配分よろしく願います。

遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 人事院で行ったアンケートというのがちょっと出てたんですけど、一覧ではなかったんですけども、人員不足——抜本的な人員増が必要だというところで、公務労働者の皆さんから挙がったのが一番多かったということだったんです。その辺は取手の場合はどうなんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、軽部幸雄君。

○総務部次長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。今、総務部長のほうからもお話のありましたとおり、行政改革という面で、これまで退職者補充という形で人員の抑制という形で進めてまいりました。そういった中で今年度は——今年度というか、次年度に向けましては、専門職の必要性というところも鑑みまして、今年度実施の職員採用試験の中では、専門職、特にいろいろな職種に注視しまして、その辺の今採用も進めておりまして、それを全体職員数の中の増員の中に含めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） そうですね、今必要です。分かりました。3点目の、先ほど前段で述べましたけど、地域手当について、答弁もらっておきますか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、軽部幸雄君。

○総務部次長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。地域手当につきましては、この8月の国の人事院勧告におきまして、支給割合の設定がこれまでの市町村単位から都道府県単位へと広域が図られまして、2級地の16%にありました取手市につきましては、3級地12%への引下げが示されたところです。取手市におきましては、市の財政状況に鑑みまして、平成28年度に8%、そして平成29年度に10%の引上げを行って以降、令和4年度までは据え置きの状態というふうになっておりました。しかしながら、近年、自治体間の人材獲得競争、こういったものが熾烈化する中で、また……

[チャイム音]

○総務部次長（軽部幸雄君） （続）優秀な人材の確保、またコロナ禍において顕著となりました職員の業務の多忙化、こういったものにも配慮しまして、近隣市町村の地域手当の支給状況を踏まえ、令和5年度に現行の11%まで引き上げたというところを行っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） じゃあ残りはあと1%ということなんですね。次の処遇改善については、会計年度任用職員についてなんです。いろいろな本当細やかな仕事を請け負ってやってくれてるということで、もうどの職員の方からも、いや助かってますよ、会計年度いなかったら大変だよという、そういう直接声は聴いております。本当にそのとおりだと思います。改善要求としては、正規職員と同様の一時金支給であったり、賃金の遡及改定であったり、また本人の傷病休暇の有給化——休みにならないというような、そうい

ったことが全国では上がっているようですが、取手ではどうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、軽部幸雄君。

○総務部次長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。最初の御質問の中で、総務部長のほうからもありました会計年度任用職員の役割というところにおきまして、現在の取手市におきましては非正規職員での——その会計年度任用職員の任用は、行政運営の大きな担い手として、本当に必要な不可欠なものとなっております。会計年度任用職員制度は——改めての御説明になりますが、地方公務員法及び地方自治法の改正によりまして、それまでの非正規職員の任用制度を見直す形で令和2年4月から施行されたものです。こういった中で……

[チャイム音]

○総務部次長（軽部幸雄君） （続）取手市においても一定要件の下、期末手当の支給を行ってまいりましたが、地方自治法の改正によりまして新たに勤務手当の支給が認められたため、令和6年度から正規職員と同様の支給率で期末勤勉手当等の支給も行っており、こういった中で処遇改善を図ってまいりました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 最後に、特に専門職の正規化を求めるということで質問上げていたんですけども、今回は正規職員として採用を募集しているということだったので、少しその辺も改善はされるのかなというふうに受け止めさせていただきます。ただ、今、既に有資格者の方、図書館また学校司書、それからスクールソーシャルワーカーの方もそうです、今回補正でも上がってますけど、いよいよ正規化を求めるべきだなというふうに——と思いました。決算の中でも資料請求もしてますのでやれると思うんですが、一言ありますか。

[チャイム音]

○23番（遠山智恵子君） その方向で行こう、ね。

○議長（岩澤 信君） 以上で、遠山智恵子さんの質問を終わります。

遠山智恵子さんに申し上げます。冒頭に申し上げましたとおり、一般質問に関しては従来の申合せどおり、答弁を含み1人60分以内となっております。今、最後の通告に対するの答弁の時間がありませんでしたので、このことを踏まえて一般質問通告に当たっては、質問事項の分量を検討していただいた上で通告されるよう注意いたします。

○23番（遠山智恵子君） 熱くならないように気をつけてやります。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 13時10分まで休憩いたします。

午後 0時04分休憩

午後 1時10分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

最後に、落合信太郎君。

[14番 落合信太郎君登壇]

○14 番（落合信太郎君） 公明党の落合信太郎です。今定例会、一般質問、選択の余地なく……

〔笑う者あり〕

○14 番（落合信太郎君） 最後の枠ということでさせていただきます。ちょっと午後のひととき、誠に恐縮ではございますが、議長のお許しをいただき一般質問させていただきます。今回は防災と防犯対策について質問をさせていただきます。災害弱者への支援、また音声ハザードマップの導入についてでございます。「天災は忘れた頃に来る」とは、寺田寅彦の名言であります。ただ近年の相次ぐ自然災害は、忘れる間もなく、間断なく我々を襲い、自然の脅威というものを与えております。我が国の自然災害ですが、戦後 10 年ほどまでは台風ですとか豪雨などの気象災害により、1 回当たり 1,000 人以上の犠牲者が出るというような状況でございました。昭和 34 年の伊勢湾台風では 5,098 人の犠牲者が出ました。我が国はこの教訓——大災害を教訓に、昭和 36 年、災害対策基本法を制定し、その後ソフト・ハードの面、整備が図られてきました。とはいいいましても、東日本大震災ですとか尼崎の大震災では、6,000 人また 2 万 2,000 人以上の犠牲者が出ているのが現状でございます。そうした中で、災害弱者への支援というのは絶対に忘れてはならない視点であります。ましてや取手市は県内で初めてあいサポートに参加した自治体であります。先週も根岸議員と我々公明党市議団で、ステップアップ研修会にも参加をさせていただいたところでございます。この音声ハザードマップ、ちょっと導入している自治体のホームページから、どういうものか御紹介をさせていただきます。

〔14 番 落合信太郎君資料を示す〕

○14 番（落合信太郎君） これは「ユニボイスブラインド」、このアプリ、「耳で聴くハザードマップ」、これが実装されておりまして、今まで紙媒体やウェブ上で視覚での情報取得が主だったものだったのですが、このハザードマップを自動音声を読み上げる機能によって提供することで、視覚障がい者や高齢者の方にも命を守る大切な情報が取得しやすくなるアプリでございます。いざという災害時に自力で避難できない視覚障がい者の方や高齢者の方々が、事前に自分の住んでいる場所や滞在先でハザードマップの情報を確認し、命を守るツールとして、現在、多くの自治体で導入が図られているものでございます。これは、取手市は日本人学校ですとか——今、ネパールの外国の方なんかの学生さんも多いんですが、在留外国人の方たち、多言語にも対応したハザードマップが提供できる機能も備わっていると聞いております。そこでなんです、この視覚に障がいを持つ【「障がいを持つ」を「障がいのある」に発言訂正】方や高齢者など、全ての市民が等しく情報を取得ができるようにするには、視覚情報だけでは不十分な場合があります。音声ハザードマップの導入を検討する背景とその必要について、どのような認識があるか、お伺いいたします。

〔14 番 落合信太郎君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、落合議員の質問に答弁させていただきます。災害に関する情報提供手段の多様化は、非常に重要な課題であると認識してございます。市民の安全を守るためには、情報を幅広く提供することが必要不可欠でございます。お住まいの場所などにおけます災害危険度などの確認に必要なハザードマップは、地理情報を基に災害の危険性を視認的・視覚的に示した地図であります。令和4年に総合防災マップとしてリニューアルし、全戸配付をし、避難タイミングや避難所の位置、お住まいの地域の災害想定を確認するために非常に有効なツールとして利用されているところでございます。先ほど落合議員より紹介のありました「耳で聴くハザードマップ」でございますが、スマートフォンに搭載されております読み上げソフトを使い、現在地や居住地の洪水・土砂災害等のリスクに加え、最寄りの指定避難所へ誘導などを音声ですることができるということで——行うものです。視覚的に障がいがある方ですとか、それから小さい文字が読みにくい高齢者の方でも、音声にて提供をすることができるということでございます。非常に有効なツールの一つであるということで確認をさせていただきました。今回ご紹介いただきました「耳で聴くハザードマップ」ですけれども、今後ハザードマップの改訂を行う際に、既に導入している先進自治体などを参考にしながら、検討を進めさせていただければと思います。以上でございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） この災害情報なんですけれども、やっぱり年々情報も更新をされております。今年の4月30日にも、このハザードマップを作成する上でベースとなります、県の河川事務所のほうから提供されております洪水浸水想定区域図、例えばこの利根川水系の谷田川——この牛久沼、それも4月30日に指定がされているというような状況であります。ですので、このハザードマップ、ぜひ使い勝手のいい、誰もが情報取得しやすい最新の情報のハザードマップをいち早くまた新たに作っていただきたいんですけれども、行く行く更新をしていくんでしょうけれども、その間、何か対策みたいのがあればお示しいただければと思うんですが、何かあればお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。次のハザードマップの更新までの対応ということでございますが、国土地理院でホームページで公開してございます「重ねるハザードマップ」というのがございます。こちらは音声読み上げソフトを利用することにより、視覚障がい者の方にもその地点の災害リスクや災害時に取るべき行動など、役立つ情報が利用可能でございます。落合議員から御提案いただきました「耳で聴くハザードマップ」のように、避難所までの誘導等には対応してございませんが、今後、市ホームページにおいても掲載して対応してまいりたい、そのように考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） ありがとうございます。ぜひ早く導入していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、水害時「車での避難」場所の拡充について、質問させていただきます。私は特に

水害時についてを想定した質問をさせていただいております。この想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合——最悪のシナリオですけれども、市内にある約半分以上の避難所がもう使えないような状況になってしまいます。そうしますと、やはり市域の広い取手市で、今でも原則、徒歩での避難という——当然、車での避難は危険が伴います。この7月に起きた山形・秋田でも、巡回をしていたパトカーの警察官の方が、増水した川で流されてお亡くなりになられたという報道もありましたが、その辺は大変危険なのも重々承知しておりますけれども、やはり早め早めの避難を促進するためにも、障がい者のいる御家庭、あと高齢者、小さなお子さんのいる方ですとか、様々な家庭構成あります。また、ペットの有無などにより——いらっしゃる方なんかもいらっしゃいます。その中で、この感染リスク低減ですとか、プライバシーの確保のための避難所等の駐車場を利用する車中避難へのニーズというのが、今、高まっております。取手市では——市ではこの車中避難を選択する市民への対応についてどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えさせていただきます。現在の水害時の車中避難場所につきましては、水害の規模や程度にもよりますが、まずは水害時に開設する避難所の駐車場やグラウンドでの使用を想定してございます。避難の長期化や災害の規模によっては、避難所以外の公共施設、取手競輪場などの広域避難場所の駐車場や、日本ファブテック株式会社などの民間企業との協定に基づいた企業の駐車場を順次利用することを想定してございます。車中避難は災害発生時における分散避難の一つであり、プライバシーの確保や健康上の理由など、個人の事情に応じて車中避難を選択する方が多数いるものと推測され、車中避難場所の必要性を感じているところです。これまでも車中避難場所の拡充のため、市内の民間施設等に対し、駐車場利用に関する協定について打診した経過もございしますが、セキュリティー等の関係で締結に至らなかった経緯もございします。今後も分散避難の選択肢の一つとして、市内の民間企業や市外の大型商業施設を中心に、災害時の駐車場利用に関する協定締結に向けた検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） ぜひ市内のいろんな企業さんですとか、そういった場所を探していただいて、そういった災害時に避難できるように拡充を図っていただきますよう、よろしく願いをしたいと思います。

次に、そこでドライブイン避難訓練について、ちょっと質問させていただければと思います。今月の9月に、武蔵村山市のイオンモールむさし村山で、車中避難に特化したドライブイン避難訓練が実施をされました。これは、近年の自然災害の増加やコロナ禍を経て、従来の避難所ではなく車内での避難を選択する市民が増えていることを踏まえ、車内での避難生活の実践的な対応や課題を洗い出すために開催するようでございます。取手市においても、この車内避難を選択する市民のために、このメリット・デメリットをしっかりと把握した上で、同様のドライブイン避難訓練の実施をしてはどうかと思うのですが、御見解お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。落合議員より紹介のございましたドライブイン避難訓練は、9月1日に武蔵村山市のイオンモールむさし村山において、全国石油商業組合連合会が主催し、内閣府や資源エネルギー庁、国土交通省が後援するイベントでございまして、参加者は御自身の車に乗ったまま参加し、車中避難の注意点や車中での過ごすポイントなどを映像やワークショップで体感できるというイベントでございました。私たちといたしましても、大変興味深い取組であったと考えてございます。本市においてもコロナ禍において、分散避難先として車中避難を選択肢として呼びかけるなどしておりますが、その後もプライバシーの確保やペット同伴避難のために、車中避難を一定数以上の方が選択されると想定してございます。一方で、車中避難にはデメリットもございます。代表的なものが血行不良によるエコノミークラス症候群が挙げられます。また夏場であれば、熱中症のリスクや食品も腐りやすくなります。冬場での積雪時であれば、排気ガスが車内に入ることによる一酸化炭素中毒に注意しなければなりません。このような車中避難に関するメリットやデメリットを訓練することにより学び、平時から準備することは大変有効であると考えております。今後、避難訓練を計画していく際には、武蔵村山市で実施された車中避難に特化した避難訓練など先進的な取組についても、調査し研究してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） ありがとうございます。台風、この間の、過日ありました台風7号でも、グリーンスポーツセンターが避難所として開設されましたけれども、そこで車中避難をされた方がいるとちょっとお聞きしたんですが、その辺の状況もお聞かせいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） 実際に8月の台風7号の際でございまして、避難所として開設しておりましたグリーンスポーツセンターの駐車場において、車中避難されている方がございました。その方に対しましては、避難所担当職員が1時間置きに様子を見に行き、声かけや水分補給を勧めるなどの対応を実施してたところでございます。今後も市民の皆様が安心して避難できるよう、引き続き対策は講じてまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） そうすると、担当する監視下が増えて、ちょっと業務のほうも増えて大変かと思いますが、ぜひこういった経験も生かしていただいて、次につなげていただきますよう、よろしくお願いをしたいと思います。

今日は時間があるので、今日は何の日かと御紹介させていただければと思うんですが。実は、ちょうど6年前の今日、北海道の胆振東部地震が発生した日だったそうです。体験された方、大きな地鳴りが吠えるような——吠えるように押し寄せてくるようで、本当にこれはもうただごとではないと飛び起きたそうでございます。これは最大震度7ですね。それによりまして、道内では全域ブラックアウトといって、電気が使えないような状況だったそうでございます。もう市内も——物流も途絶えて、あっという間に食料品なんかのほとんどが棚から消えていったというような、それを体験された方いわく、本当に事前に

備えていればよかったということを切に訴えておりました。取手市でも今年、聞こえなかった双葉地域の防災行政無線を新しく高性能なものにさせていただいたりですとか、災害時を憂えて、市民の方から高額な寄附頂いて、それを後押しにしてトイレトラックを導入、また今後、避難所となる体育館にも空調——そういった計画も図られる、公助も着実に進んでるわけですが、やっぱり最終的には自助・共助、その上にかみ合っこそ、そういう機能を発揮するものだと思っておりますので、これからも本当に地道な啓発活動、いろんな取組になるかと思いますが、よろしく願い申し上げまして、防災のほうの質問はこれで終わりにしたいと思います。

次に、防犯対策について質問をさせていただきます。今、本当に毎朝、例えばパソコンを開くと迷惑詐欺メールがどれだけ入っているかと。私の携帯のメールのほうにもたくさん入ってきたりですとか、家にいけば、やれ屋根の修理だですとか、無言電話ですとか、不用品買取りの電話がかかってきたりですとか、本当に雨あられのように、そういった我々を惑わすような詐欺めいたメールが来ます。私も今でこそ、何とか振り払いながら生活しておりますけれども、高齢になったら本当にやっていけるかなという心配しております。あと、いばらきポリス、私もこれダウンロードしてますが、もう本当にひっきりなしに、もう開くのをためらってしまうほどの茨城県警の例えば発信ですと、殺人未遂ですとか、もう詐欺、車の盗難ですとか、本当に我々はすごい時代に生きているんだということで、声をかけ合っ助け合っいかなければならないというふうに思っております。

今年の5月なんですけれども、私の先輩のお宅なんですけれども、新取手の空き家——空き家なんです、もう。そこに空き巣が入ったということでLINEが入ってまいりました。その脇にパトカーが止まってまして、空き巣被害に遭ったということで、憤りのLINEが私にその映像届いて、大丈夫ですかと電話したんですけれども。今本当に、こういった空き家の空き巣が結構頻発しているという、お巡りさんのほうから話があったということでございます。私もちょうど1月、藤代方面でちょっと歩いてましたら、新年早々御自宅の——訪問した隣のお宅に新年早々パトカーが止まってまして、「どうされたんですか」と言ったら、「数日前に家の隣の空き家に侵入した痕跡があって、さっき通報して来ていただいたんだ」ということで、体感的にそういった被害が増加しているのではないかとこのように思っているところでございます。そういった中、県内とは言いましても、県内の犯罪情勢等を見ると、刑法犯罪認知件数は増加するなど、全国的に治安が悪化している傾向にあると承知しております。取手市が様々な——悪化している中、取手市においては数字的には刑法犯の認知件数は昨年と比べて減少している傾向にあります。取手市が様々な防犯対策により——犯罪対策により、刑法犯罪認知件数の減少につながっていると考えられますが、その中でも防犯カメラは犯罪の予防、犯人の検挙等に非常に有効な手段であると思っております。取手市においては主要交差点等、防犯効果が高い場所を中心に防犯カメラを設置している状況は承知しておりますが、もっと広くこの防犯カメラの設置を促すことで、さらに犯罪の抑止につながるのではないかと、私は繰り返し訴えさせていただきます。この葛飾区では個人の防犯カメラ購入——葛飾区ですとか、あと県内でも防犯カメラの購入補助を実施しているなど、防犯カメラの設置を促進しているように、本市



におきましても、防犯カメラですとか防犯対策に講じた——購入したものに対しての補助制度、繰り返しの質問になって恐縮なんですけど、どのようにお考えかお聞かせいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） それでは、答弁をさせていただきたいと思います。先ほど落合議員のほうから、取手の犯罪件数等について増加傾向の——体感的に増加傾向にあるというようなお話があったんですけども、取手市の犯罪情勢の現状につきまして申し上げさせていただきますと、細かい数字は申し上げませんが、刑法犯の認知件数については、同年同期比で51件マイナスというようなところでは、件数的には下がっているというような状況であります。その部分についてはそのように数字が出ておりますので、御紹介をさせていただきたいと思います。防犯カメラに関してなんですけども、こちらは犯罪の予防とその他公共の安全維持を目的といたしまして、市内46か所100台の防犯カメラを設置しているというような状況でございます。カメラの設置基準は明確には設けてはございませんが、取手警察署と協議の上、主要交差点など防犯効果が高い場所を中心に、犯罪の抑止ですとか事故防止に有効な場所を、市民のプライバシーに関わることをないように配慮して、設置をしているというような状況でございます。これまでも落合議員のほうから、防犯カメラを補助してほしいというような御提案をいただいたことがございますが、今現在、市では警察と協議し、防犯効果が高く、それから犯罪捜査に有効な場所に設置を推進しているというようなところでございます。今のところ個人宅ですとか団体等への補助制度の実施には至っていないというような状況でございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） 分かりました。なかなか、今この市の予算の範囲内でさらにカメラを増設していくというのは、厳しいというのは承知しております。そこで次の通告で、自主防災組織活動育成事業補助金の流用ということで、いささか乱暴などいいますか——通告になってしまったんですけども、取手市では防犯活動に対して、取手市安心で安全なまちづくり条例に基づいて、そういった活動をしている団体に対して、1回限りの補助金を交付して防犯活動を後押ししている取組は承知しております。でもこの防犯活動というのも、1回だけの活動ではなくて、やっぱりその活動にもランニングコストというのがありまして、自主防災会の活動というのは、賞味期限が切れたものをまた補充したりですとか、消火器をまた新しく更新するとかで毎年補助金が補充されているんですけども、これを市内のレベルの高い自主防災組織は、それを大変有効に活用して物すごい取組をしますけれども、なかなか専門的な知識のそういう方がいらっしゃらない自主防災組織ですと、なかなかそのお金がうまく使われなくてプールしちゃっているようなところがあるので、できればお金を有効に使うというような観点から、そういった視点もお考えいただけないのかということでこの質問をさせていただいたんですけども、その辺どのような御見解か、お聞かせいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えさせていただきます。通告がございました自主防災

組織活動育成事業補助金につきましては、地域の自主防災組織の育成強化を図るため、自主防災組織が行う防災活動に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものでございます。取手市自主防災組織活動育成事業費補助金交付要綱で定めている補助金につきましては、資機材の購入に要する経費において、防災活動に必要な発電機・投光器・備蓄品等の物品を各自主防災団体が購入しているところでございますが、あくまでも防災活動に必要な経費でございますので、防犯を目的とした防犯カメラの購入経費としては対象外になるものと考えてございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） 仕方がないかなと思いますが——分かりました。ありがとうございます。そこで、でも本当に自主防災会——それぞれの自治会でも防犯カメラの設置を検討したり、そういったところもありますので、ぜひそういった活動——地域のそういった思いみたいなものを後押しできるような、ぜひ取手市でも今後ご検討いただけたらなというふうに思っております。

最後に、公園の防犯の質問で締めくくらせていただければと思います。市内の公園なんですけれども、最近も新しい遊具に更新されて、子どもたちや地域の皆様たちの憩いとそういったコミュニティーの場として——このところ暑くて——でしたけれども、でもたまにこのベンチの利用者のある保護者の方から、公園のベンチで——夜だと思っんですけれども、朝行くとたばこの吸い殻ですとお酒の飲んだ後のようなものが、たまにそういうのがあって心配されている。そんなときに公園にも防犯カメラ設置してほしいというふうな要望をいただきましたので、今回質問をさせていただいたところでございます。まず初めに、公園の防犯対策について、市の対策についてお聞かせいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、落合議員の御質問にお答えさせていただきます。公園の防犯対策ということでございます。現在、公園内の状況が把握できる防犯カメラは、戸頭公園・もくせい公園・向原公園の3公園に、合計8台が設置されております。公園に防犯カメラが設置されているメリットといたしましては、犯罪の予防や公園の適正な利用につながるほか、公園を利用する方に安心感を与え、万が一、事故や災害等が発生した際には、録画された映像を確認することができます。また市では、取手市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づき、カメラを設置していることを表示しておりますが、カメラの存在を知らせることも防犯対策につながりますので、今後も適正な運用と維持管理を行ってまいります。防犯カメラの設置につきましては、地元の自治会などから御要望がございましたら、必要性なども含めて協議検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） ここで、また前にも御紹介したことあるんですけれども、埼玉県鶴ヶ島市の取組をちょっと御紹介させていただければと思います。画面の切替えをお願いいたします。

[14 番 落合信太郎君資料を示す]

○14 番（落合信太郎君） 同市は先頃、防犯カメラ内蔵の「みまもり自動販売機」を駅前公園に設置をいたしました。この同公園は昨年、駅前にオープンした新しい公園なんですけれども、そこに自動販売機は今年の7月、市と飲料メーカーと西入間警察署の3者で防犯活動に関する協定を締結したことを受けて設置をされました。防犯カメラで撮影されたデータは警察のみが確認でき、犯罪や事故の捜査にも活用されます。市は今後、さらなる防犯強化に向けて「みまもり自動販売機」の増設を予定していると、そんな取組を御紹介させていただきました。なかなか防犯カメラ設置できなくても、このような自動販売機、防犯カメラが内蔵されているものがあると思いますが、この導入についてどのようにお考えか、お聞かせいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 水とみどりの課長、蛭原一雄君。

○水とみどりの課長（蛭原一雄君） 御質問に答弁させていただきます。防犯カメラ付き自動販売機につきましては、市では令和3年に北浦川緑地に設置の募集をかけまして応募をさせていただきましたが、設置に至らなかった経過がございます。ある飲料メーカーでは、カメラで録画したデータを自動販売機内部ではなくクラウドで管理するため、設置や管理費用が通常の自動販売機より多くかかることから、設置場所については一定以上の売上げが見込める場所であることを条件にしているなど課題もある状況です。今後につきましても、引き続き、飲料メーカーや他自治体の事例を調査研究してまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） 1回検討いただいて、ありがとうございました。そういった事情がないと、なかなかメーカーのほうでも設置できないというのは承知いたしました。でも、こういった自動販売機もあるんです。皆さんも御覧なつたことあるかと思うんですが、「〔支え合い〕赤い羽根共同募金自動販売機」というのもありまして、いろんな市町村に——御存じだと思うんです。この売上げの一部——一部を共同募金などに充てるということで、こういった考え方の下、取手市——市内にも市が管理している、結構売上げのある自動販売機もあると思うんですね。例えばそういったところの売上げの一部が、こういった自動販売機に役立てられているんですよというような、助け合いの精神といいますか、そういったこともぜひ検討していただいて、安心安全で住みやすいまちづくりを引き続きお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、落合信太郎君の質問を終わります。

以上で、通告された一般質問は全て終わりました。

休憩します。

午後 1 時 分休憩

午後 1 時 分開議

○議長（岩澤 信君） 再開します。

ここでお諮りいたします。

本日、小堤 修君から発言取消申出書が提出されました。本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認め、小堤 修君の発言取消し申出の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたします。

#### 追加日程 小堤 修君の発言取消し申出の件 第 1

○議長（岩澤 信君） 追加日程第1、小堤 修君の発言取消し申出の件を議題といたします。本日、小堤 修君から、9月4日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって、御手元に配付しました発言の部分を取り消したいとの申出がありました。お諮りします。これを許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、小堤 修君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

ここでお諮りします。

本日、福祉部長、鈴木文江さんから、発言取消申出書が提出されました。本件を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認め、福祉部長、鈴木文江さんの発言取消し申出の件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題といたします。

#### 追加日程 福祉部長、鈴木文江さんの発言取消し申出の件 第 2

○議長（岩澤 信君） 追加日程第2、福祉部長、鈴木文江さんの発言取消し申出の件を議題といたします。

ここで、福祉部長、鈴木文江さんから発言を求められておりますので、これを許します。福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） 貴重なお時間を頂戴いただき、ありがとうございます。このたびは御迷惑をおかけして誠に申し訳ありません。9月4日、細谷議員からの一般質問に対する私の答弁におきまして、一部誤解を招く発言がありました。発言取消しの申出書を議長に提出させていただきました。御許可いただきますよう、お願い申し上げます。改めて、このたびは御迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

○議長（岩澤 信君） 本日、福祉部長、鈴木文江さんから、9月4日の会議における発

言について、会議規則第 65 条の規定によって、御手元に配付しました発言部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、福祉部長、鈴木文江さんからの発言取消しの申出を許可することに決定しました。なお、御手元に配付した会議録抜粋のうち、発言取消し部分に関する発言の波線部分も配付用会議録から削除いたします。

ただいま発言取消しの申出が許可されました。

細谷典男君、確認したいことはございますか。発言を許します。

細谷典男君。

〔17 番 細谷典男君登壇〕

○17 番（細谷典男君） 細谷でございます。経過については省略いたします。お聞きしたいところがございますので、その部分について発言をさせていただきたいと思っております。今回は、取手駅前テナント型保育所募集の要項の件に関してでございます。市は根抵当権を——根抵当権の物件を除外したことによって応募の枠を必要以上に狭めたと、私は考えております。私は、多くの応募、広く求めて、より適切な施設、一番重要なのは安全性——子どもたちの安全と保育士が不安なく働ける環境、このことを重視しております。保育士の不安は、根抵当権があるから生じるのではないと考えております。取手市は要項作成に当たって、東京、千葉、つくば市を参考としております。市の担当の御手元に、東京世田谷区と千葉市の要項がありました。世田谷区の要項では根抵当権のある物件は不可、しかし千葉市は国と同様の基準で根抵当物件を問題にしておりません。なぜ千葉ではなく東京を参考にしたのか。取手とは条件も環境も著しく異なる東京の事例を挙げて、取手市においては根抵当権物件を不可にいたしました。一方、国は——厚労省は、平成 16 年に保育所を設置するに当たって要件を緩和しております。茨城県もこの基準で進めております。県では抵当権のある物件も認可されております。これはなぜか、平成 16 年当時、社会問題となった待機児童の解消が喫緊の課題であったからでございます。厚労省が緩和したのが、賃貸にあっては、賃貸借期間が 10 年以上の契約を結んだ物件については、保育所に該当するといったしました。市は財務の安定という、このことから抵当権物件を除外するという答弁をいただいております。質問は、取手市において今日まで、抵当権、根抵当権のある物件を保育園として選定したことがあるのか、このことについてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） ただいまの細谷典男君の発言に対し、執行部のほうで何かございますか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、細谷議員のただいまの御質問に答弁させていただきます。市として抵当権、根抵当権の設定された保育園を公募して選定したことは、これまでございません。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

[17 番 細谷典男君登壇]

○17 番（細谷典男君） 細谷です。ただいまの部長、御答弁いただきました。取手市においては、抵当権、根抵当権のある物件を保育所として選定したことはないという御答弁でございました。本会議の御答弁ですから、当然調べた上での御答弁だと思います。私がもう一つお聞きしたいのは、この平成【「平成」を「令和」に発言訂正】6年2月19日、福祉部、子育て支援課からの説明資料についてです。ここで……

〔「令和だよ、発言訂正して」と呼ぶ者あり〕

○17 番（細谷典男君） （続）失礼しました。もとい、令和と改めさせてください。藤井時代になっちゃいますんで、これ、すみません。

〔「なってないです」と呼ぶ者あり〕

○17 番（細谷典男君） なってない——もう1回やり直します。令和6年2月19日、福祉部、子育て支援課の発行した駅前保育所整備計画について、この中において、駅前商業ビルに保育所整備について相談がありとあります。このことをもって整備計画の検討に入ったとなっております。相談を受けた駅前商業ビルとはどこであったのかお聞きしたいと思います。駅前のアトレトリボンとりでしかございません。これは誰かが駅前商業ビルに相談をしたわけですか。それは保育事業者でしかございません。駅前商業ビルに相談をした保育業者はどなたか、お聞きしたいと思います。この保育所整備に関して、市はその保育事業者から何らかのアドバイスを受けていたのかどうか、この点についてお聞きいたします。保育事業者は、駅前商業ビルに相談をしております。そして、その相談を受けて検討に入ったと取手市は言ってるわけでございますので、この相談を受けたということがあったかどうか、お聞きします。そしてこのときに、駅周辺300メートル以内で、60人収容規模のビルというのが該当でございますが、このようなビルが——該当するビルがあるのかどうか。そしてそのビルに抵当権、根抵当権がついているのかどうか。これらの情報を事業者からこの相談の中で知らされていたのかどうか、お聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） ただいまの発言に対して答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

[福祉部長 鈴木文江君登壇]

○福祉部長（鈴木文江君） お答えさせていただきます。まず1点目、駅前商業ビルはどこであったかという質問でございます。こちらにつきましては、駅周辺での保育施設に関する御相談につきましては、以前より複数の民間保育事業者からございました。どちらにつきましても確定的な施設名、こちらについてはお伺いしておりません。あくまで相談ということであり、今回の駅前保育施設の整備運営のきっかけの一つとなったものです。これまでも保育所の——保育園の整備計画につきましては、計画を策定するごとに様々なアンケート、ニーズ調査を行ってまいりました。そういった調査の中でも、この駅前にそういった保育関係の施設の整備を求める声が多かったことは、前からあったこととございます。今回に関しましては、この今回の駅前保育施設の整備運営の御相談が一つのきっかけとなったものであり、これにつきましては、令和6年3月27日に実施しました児童福祉審議会におきましても、以前より駅前保育所についての相談を受けているという

御説明を審議会の中でも御説明させていただいております。

次に、相談してきた保育業者はどこであったかという御質問です。相談のあった事業者についてですが、現在公募中の案件であること、また事前協議シートの提出期間中であること、相互に提出された事業所名につきましては共有されておりませんので、個別の名称等の回答につきましては差し控えさせていただきたいと思っております。次に、市はその保育業者からどのようなアドバイスを受けていたのかという御質問です。駅前に保育施設を造りたいという相談を受けたことはございますが、確定的な立地やスケジュール、手法などについて、アドバイスを受けた者は——受けたということがございません。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

[17番 細谷典男君登壇]

○17番（細谷典男君） 議長の議事進行の取り計らいで、発言させていただいております。これが最後としたいと思います。今、福祉部長から御答弁いただきました。この駅前に保育所が欲しいというのは、多くの皆さんの願いだろうと思うんです。したがって、いいものをつくりたいというように思いますし、駅前の商業ビルの事業者からすれば、やはりテナントを埋めていきたい。そして人もあふれるぐらいにしたいという思いも当然だろうと思うので、そういうことと合致すれば、何ら私が指摘することでもないわけですが、もう一つ、違和感がございます。駅前整備計画経過という文書を見させていただきました。これ発行責任が書いてないんですけども、間違いのない文書だと思います。これでいくと、令和6年2月15日に初めて検討を開始したとなっております。その僅か4日後、19日には庁議に報告をしております。そして3月27日には児童福祉審議会にかかっております。極めて迅速です。早過ぎる。ここで、この期間で多角的な検討、そして慎重な検討、これがなされたのか。このような疑問が湧いてまいります。この審議会を経て5月24日に取手駅前保育所整備計画案が決められております。福祉部長が御担当されるのはここからでございます。そして5月29日に、児童福祉審議会でも公募事業者による取手駅前民間保育園整備計画が了承されて、今日に至っております。このような進め方、この経過を見ると、極めて早い。そして、通常でもこのぐらいのスピード感で物事が決められればいいのではないかと、つくづく取手駅前の区画整理事業を思い出しております。

[笑う者あり]

○17番（細谷典男君） ここでお聞きしたいのは、2月15日から5月29日まで、この間、子育て支援課はかなりの作業量だったと思いますが、最初に相談した保育事業者と何回話し合ったのか、要綱作成に当たってアドバイスを受けたのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） ただいまの発言に対して、答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

[福祉部長 鈴木文江君登壇]

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、お答えさせていただきます。進め方、経過を見ると、極めて早いという今お話をしてくださいました。今ご説明いただいた中で1点、ちょっと補足で説明させていただくんですが、5月24日に取手駅前保育所整備計画案が決ま

りましたということで、今ご説明いただきましたが、この5月24日に開催したものは、庁内の組織である保育行政推進検討委員会、こちらを5月24日に開催しました。庁内の関係する所管の課長職で組織されているものなのですが、この組織はあくまでこういった計画案を決定する組織ではなく、そういった計画に対して、それぞれの分野から専門的な意見を申し述べていただくための組織となっておりますので、ここで計画案が決まったわけではございません。そこだけ説明させていただきたいと思えます。

またその進め方、経過を見ると極めて早いというお話でございましたが、確かにこのスケジュール感を見ていただいているものと、本当に決裁の過程のスケジュールを見ていただいていると思うんですが、早いという印象は間違いなく受けると思えます。ただし内部におきましては、先ほども申し上げたとおり、ニーズ調査であったり、市民の皆様の御意見、そういったものを参考に、どうかそれに応えられないかという議論は、内部でも以前からさせていただいてたものです。それを決定する過程の中で、このようなスケジュールで進めさせていただいたということですので、そこだけ説明させていただきたいと思えます。また、要項作成に当たってアドバイスを受けたかというところなのですが、この要項作成に当たりましては、先ほども細谷議員おっしゃってくださったように、千葉県や東京都、そしてつくば市の要項を参考に、本市としての募集要項に定めたものでございますので、特にアドバイスを受けた経過はございません。以上です。

○議長（岩澤 信君） 以上で——染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ここでいいです。すみません。ただいまの発言取消申出書はオーケーさせていただきましたが、これ非常に大きな問題があると思えます。部長の認識がこの認識で、今、募集要項とは全く違う認識であったということですよ。根抵当権があっても受け付けますよ。これ細谷議員がやったのは9月4日ですよ、まだ申込み期間中、今もです。今日まで受け付けてます。そのときに部長の認識がこんだけ違うとなると、これ非常に問題があると思うんですが、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） ただいま染谷和博君のほうから、今、発言がございました。

ここで議長より申し上げます。執行部の皆様におかれましては、答弁される際、発言される内容を十分に精査した上で、正確に発言していただきますよう強く求めます。

染谷和博君。

○19番（染谷和博君） すみません。これ非常に簡単なことです。皆さん、その日その場で気づいたと思うんです。その場で訂正できるようなことですよ。その日に訂正しないで今日なんですよ。その間何があったのか分かりませんが、私たちこれ見て、おかしいよねってずっと話してました。今訂正ということは、かなりこれおかしいんじゃないかということをおっしゃいます。

○議長（岩澤 信君） 今回は訂正ではなく発言取消しということで。こちらに関しても1日日程が空いてしまいましたので、速やかに——2日間、2日間空きましたので、こちらに関しても、速やかにこちら訂正また発言取消しと行ってまいりますので、よろしくお願いたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。



本日はこれで散会します。

午後 2時 14 分散会

速報版 ● 未校正